

國第十四回
參議院建設委員會會議錄第二號

平成元年三月二十八日(火曜日)

午前十時開會

委員の異動

卷一百一十五

松本
英君
久保
片上
公人君
司君
藤井
恒男君

片上
公人君

出席者は左のとおり

三
九

委員

井上 石井 一二君 吉村君
植木 遠藤 光教君
川原次郎君 要君
高橋 清孝君 宮島 混君
青木 薪次君 久保 亘君
片上 公人君 馬場 富君
三木 忠雄君 上田耕一郎君

稻村
稔夫君

政府委員 建設大臣 小此木彥三郎君
國務大臣 内海 英男君
國土長官 長官

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(稻村穂夫君)　ただいまから建設委員会を開会いたします。

二十七日、馬場富君、松本英一君及び山田勇
君が委員を辞任され、その補欠として片上公人
君、久保亘君及び藤井恒男君がそれぞれ選任され
ました。

〔委員長（種村義夫君）〕 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(福村稔夫君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に志村哲良君を指名いたしま
す。

○委員長(稻村穂夫君) 奄美群島振興開発特別措

○委員長(福村穂夫君) 在美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(内海英男君)　ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提

第十一部

建設委員会会議録第一号

參議院

振興開発計画の計画期間も現行の五年からさらに五ヵ年延長することとしております。

第二に、奄美群島振興開発基金の業務に新たに出資業務を追加するとともに、理事は理事長が内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて任命することとしております。

次に、小笠原諸島振興特別措置法の一部改正につきましては、第一に、題名を小笠原諸島振興開発特別措置法に改め、所要の規定の整備を行うとともに、法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで五ヵ年延長することとしております。

第二に、新たに平成元年度を初年度として五ヵ年にわたる小笠原諸島振興開発計画を策定することとし、その内容についても振興開発を図るために計画事項を定める等の規定の整備を図っております。

第三に、小笠原諸島振興審議会の名称を小笠原諸島振興審議会と改めております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

○委員長(稻村稔夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○久保宣君 私は、主として奄美群島振興開発特別措置法についてお尋ねをいたしたいと思います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保宣君 私は、主として奄美群島振興開発特別措置法についてお尋ねをいたしたいと思いますが、今大臣の提案理由の御説明にありましたように、昭和二十八年以来三十五年にわたりて復興に、昭和二十八年以来三十五年にわたりて復興法、振興法、振興開発法と順次変わってまいりましたけれども、特別措置法に基づく奄美振興並びに開発が進められてきたのであります。三十五年には特別措置法の成果というものを今日どのようにとらえておられるのか。

それから、現在なお格差が本土との間に存在するということが今回さらに五年間特別措置法を延長する理由あると述べられておりますが、この格差の現状というものをどういうふうに認識され

ておるのか。

それから、三月三十一日で一応終了いたしますこの五年という間に、所得を中心にして奄美群島の格差は開いたのか縮小したのか、その辺を御説明をいただきたいと思うのであります。

また、三十五年特別措置を続けながら、なお本土との格差が大きくなっているといふの原因はどこにあるのか。たとえば外海離島であるとか台風常襲地帯であるとかいろいろなことを理由にして説明されてもいけないのではないかと思うのです。それはわかり切ったことであります。そのためこそ特別措置法が三十年間も施行されておりましたから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

それらの点についてまず最初に伺つておきたいと思います。

○國務大臣(内海英男君) ただいまお話しのようになりますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、その原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

奄美の振興開発ということが進められてきたわけでありますから、なお今日格差が大きくなっている原因はどこにあるのか。

おわけござります。

昨年はジェット空港も完成を見ましたが、離島であるためにいろいろな生活物資等が海上輸送あるいはその他の交通不便の関係から高くついておる、あるいは生産物を外へ持ち出してさばく場合でもそれだけ余分な費用がかかる。こういうよう

な非常に往復の不利益といふものも存在していることでございまして、なかなか難しいというような他の地域と比べての差があるわけでございま

す。今回、この法律の延長等によりまして、現行の振興開発計画を改定いたしまして特別の措置を継続していくことによって地域格差を縮めていきたい、こういうのがこの法律の趣旨でございまして、今後の基本方向といたしましては、その群島としての特性を生かした産業の振興を進めていきたい、また海洋リゾート、こういったような立場からいきまして快適で住みよい生活環境を確

保していく、これから均衡のとれた地域社会の発展、こういった三つの柱を総合的な整備の基盤として、自立的な気持ちを島民の方々にも持つていただきたい、こういうように考えてこの法律を出しておるわけでございます。

○久保宣君 お考えはよくわかりますが、奄美群島振興開発特別措置法をこれからさらに五年間延長して、目的である格差の是正をやっていくといふことについていろいろな振興計画などを立てることになります。今後、国土の均衡ある開発を推進するに当たっても、同群島の特性と開発可能性をよりよく

生じておることは先生御指摘のとおりでございまます。今後、国土の均衡ある開発を推進するに当たっても、同群島の特性と開発可能性をよりよく

生じておることは先生御指摘のとおりでございまます。今後、国土の均衡ある開発を推進するに当たっても、同群島の特性と開発可能性をよりよく

生じておることは先生御指摘のとおりでございまます。今後、国土の均衡ある開発を推進するに当たっても、同群島の特性と開発可能性をよりよく

生じておることは先生御指摘のとおりでございまます。今後、国土の均衡ある開発を推進するに当たっても、同群島の特性と開発可能性をよりよく

てきたんだという御説明をいただいているのでありますけれども、現在国土庁で掌握されておりま

す一番新しい数字でもって、奄美群島の対国の所得格差というのは今どれだけになつておりますか。

○政府委員(森繁一君) 今先生がお示しのようになりますが、これまでの復興計画、振興計画はそれぞれある地点のある時代の水準に戻そうということでござります。お示しのように、進めてきたわけでございます。お示しのよう

に、これまでの復興計画、振興計画はそれぞれ得格差といふのは今どれだけになつておりますか。

○政府委員(森繁一君) 五年前が六六・一といふ数字になっておりますと、五十五年度、五年前ですね、五年単位で来ておりますから、五年前は幾らになります。

○久保宣君 それでは、六十年度で六四・七といふことになりますと、五十五年度、五年前ですね、五年単位で来ておりますから、五年前は幾らになります。

○政府委員(森繁一君) 五年前が六六・一といふ数字になっておりますと、五十五年度、五年前ですね、五年単位で来ておりますから、五年前は幾らになります。

○久保宣君 この五年間に所得格差は、まあ若干と見るかどうかは別にしまして、六六・一から六四・七に拡大をしているということになると思いま

すが、この所得格差が拡大をしているということの原因はどこにあるんですか。特別措置法でもつて本土並みの水準に近づける、それを目的にしてこの特措法による振興開発事業を進めたにもかかわらず所得格差がなお拡大していったこの原因はどこにありますか。

○政府委員(森繁一君) この所得格差がなお厳然として残つておるということとの理由でござりますが、大きく分けまして、一つは基幹産業の問題があらうかと思います。

御承知のように、奄美の基幹産業でありますサトウキビについて申し上げますと、価格の低迷等もございまして、伸び悩みといいますか大変厳しい状況になつておるのが実情でございます。それからまた、もう一つの基幹産業であります大島つむぎをとつてみましても、外国産の輸入品の問題もありますし、あるいは国内の販路の開拓等の問題もありまして、これもピーク時に比べますと約六〇%の生産量にしか至っていない。こういう奄美の二つの大きな基幹産業がいずれも低迷といいますか停滞の状況にあるというのがこの奄美の所得の水準が上がつてこなかつた大きな理由ではなからうか、こういうようと思つております。

さらに、かくて加えて申し上げますと、ウリミバエ等の特殊病害虫等がございましたために、農林水産業等につきまして飛躍的な伸びというが見られなかつたということも背景にあらうかと思ひます。

ただ、今後いろいろ考えてみますと、先生御承知のように、新奄美空港がジェット化されましていわゆるフライ特農業というのが実現できる、こういう時期にも至りました。また、病害虫につきましてもウリミバエの根絶が近い。こういう状況でございますので、そういう面をも考慮いたしました場合に、今後奄美的振興につきましては、産業の振興というのを一つの大きな柱にいたしまして所得水準をできるだけ上げて本土との格差を是正していく、こうしたことで私ども全力で進めたい、かように考えております。

○久保宣君 これからこういうことでやりたいとお考えはわかりますけれども、結局、経済的な情勢とかそういうものが所得格差の拡大に影響をもたらしているということは、それは理由のありますところだと思いますよ。しかし、なぜ特別措置法を継続しながらその格差が拡大していくのか、そしてその格差の拡大を抑えることができないんじやないか。そうしないと、法律を五年間

ただ延長するというだけでは問題は解決しないのではないかという感じが強くするわけです。

奄美群島島振興開発審議会の意見書も昨年出されおりましたが、この中にも、「本土との間はもとより、昭和四十七年に本土復帰した沖縄との間も所得水準をはじめとする諸格差が残されており、」ということが書かれてござりますね。そうすると、その沖縄の場合と一体どこが違つて奄美群島の場合に、本土との間はもとより、二年後に本土復帰をした沖縄との間にも格差が残されている、こういうことを奄美群島島振興開発審議会が意見書を総理大臣あてに提出しているということがあります。このことについて、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○政府委員(森繁一君)　まず前段の格差のは正については、いろんな分析をいたしまして、その結果的確な対策を立てるようだ、こういうお話をございます。

私ども、先ほど申し上げました産業の振興の問題を一つの核にいたしまして、今後計画の中でも奄美の振興のための具体的な方策というのを逐次実施していく、こう考えております。

それから後段の、沖縄との格差についてどう思ひかということでござります。

今委員お示しのように、所得水準一つ見てみましても、沖縄と奄美との間にはやはり格差がござります。復帰の時点がそれぞれ違う、その他の地域経済の状況にいろんな差がある、こういうことは当然のことながらあるわけありますけれども、それにいたしましても、沖縄と奄美は大体同じような地理的条件でございまして、私ども、できるだけ早く沖縄並みに所得水準が回復するように、こういうことを念願いたしまして今後の施策を打ち出したい、こう考えておるわけでございます。

その沖縄と奄美的の大きなものは、一つは地域経済の状況があるうかと思ひますが、他方では、先ほど申し上げましたように、奄美的基幹産業であります大島つむぎの問題もございます。そういう点で沖縄との差が出ておるんではなかろう

かと、こう見ておるわけあります、いずれにいたしましても、沖縄に追いつき追い越すという

○久保亘君 これは、奄美群島振興開発特別措置法と沖縄に施行されております開発特別措置法との間にも、この法律の内容 자체にも大きな差がございますね。だから、もし、奄美群島が沖縄との間にもなお格差を残しているということを審議会でも意見を答申され、そしてまた国土庁としてもそのことをしっかりと御認識になつておるのでありますならば、少なくともこの法律の内容について、奄美群島についても沖縄並みの水準まで早く近づけてやりたいということならば、それに見合う法律の内容を持つということも重要なではありませんか。

○政府委員(森繁一君) 奄美の特別措置を沖縄と同じようにするべきだ、こういう御趣旨だらうと思ひますが、先生御承知のように、奄美と沖縄では復帰の時点がそれそれ異なつておりますし、これまでいろいろ歴史的経緯等がありまして現在の状態になつておるわけでござります。

ただ、奄美につきましてできるだけ沖縄並みにということで、これまで幾つかの主要な事業につきましては、例えば補助率等につきましても沖縄と同じような補助率にする、こういうことでやつてしまいりました。平成元年度におきましても、漁港関連道につきましては奄美も沖縄と同じような補助率にする、こういう努力をいたしておるわけでございますし、さらにもた、奄美的基金につきまして、これまで出資機能がなかつたわけであつたのですが、その点沖縄公庫との間に差があつたわけでございます。これにつきましても、出資機能を創設するということで、必要な部分につきましては私ども沖縄と同じような形での特別措置をやりたい、こう考えまして平成元年度も努力をいたしましたつもりでございますし、今後とも先生の御趣旨を体しまして努力に努力を重ねたい、こう考

○久保亘君 細かい補助率の問題とかいろいろ
えております。

な、それから対象事業の問題とか、そういうものについての中身を一々ここでお尋ねしている時間もございませんので、今総括的にあなたがおつさったことで、今後具体的にどういう内容のものをお尋ねするに當りましては、この辺で、今後具体的にどういう内容のものを奄美振興開発の新たな事業計画の中でお出しになるのか、よくまた検討させていただきたいと思つておりますし、今申されたような方向で十分御努力いただきますようお願いをいたしておきます。

ところで、私は先般奄美大島の経済界の指導者の方とお目にかかるまいましたが、この方が言われるには、久保さん、奄美群島の我々は特別措置法に依存し続けようと考へてゐるんではない、特別措置法は本土との格差を是正するということを目的にやられてはいるはずだ、だから一日も早くその格差が是正されて特別措置法の必要がなくなることを我々は望んでる、こういうことを言われたのであります。

私は非常にそのことが奄美の人たちの気持ちとしてよく理解ができるのであります、なおそろの格差が拡大をしていく中で、今五年間さらにこの特措法が延長されるということは当然に必要なことであると思っております。それならば、この特別措置法を五年間延長するという場合に、一体新たな五ヵ年計画の終了時における奄美群島の島民の所得はどうなつてゐるのか、並びに対国の所得格差はどのようになつてゐるのか。応じてその目標を定めて新しい五ヵ年間の特別措置というのをお考えになつたと思うのでありますが、平成五年度末における奄美群島の島民所得並びにその対国の格差を、計数的に言いますと、どこに目標を定めておやりにならうとしておるのであります。

みまして明確な数字で示すということは大変難し
ゆうございまして、例えば財政の見通しとか全国
の水準等も当然に変わるわけであります。それか
らまた、努力の結果当然のことながら施設水準等
につきましては相当改善されるものと、こういう
ようと考えておりますけれども、具体的な数字と
して五年後に例えばこうなるということはなか
なか示せないということを大変申しわけなく思つ
ておりますが、私ども最大限の努力をいたしま
して、目標は言うなれば本土との格差是正とい
ふことがありますので、その方向で最大の努力をい
たしてまいりたい、かように考えております。

○久保宣君 格差が大きく存在しているから奄美
群島に対しても一定の援助措置をやるために法律を
それじや延長しておきましょう、これでは私は百
年河清を待つようなものでだめだと思うんです。
やっぱり目標をきちっと定めて、今度の新しい特
別措置法、五ヵ年間が終わるときにはここまで
やりますぞという目標を持って振興開発事業とい
うものを国も一体になってやってやるということ
でなければ、私はこの特別措置法というのは五年
後にもまた同じような状況で延長が議論されるだ
けになりはしないか、こう思うんですが、これは
今数字をお示しになれないということですから、
それを私がこれを出しなさいと言つても無理でし
ょ。

しかし、五ヵ年の振興開発事業計画を十年間に
延長して平成五年度末までかけてやるんですけどい
うことなら、その年度末においてどうなるのだと
いうことをいつかは事業計画としておつくりにな
らなければだめでしょう。ただもう何となく、法
律延長したら毎年毎年出たとこ勝負でやつてお
きましようや、そういうことでこれは奄美群島
の人たちだって、私はこの延長されたことはあり
がたいと思うけれども納得できるものにならない
と思うんですよ。特別措置までやつて事業計画を
立てるというなら、五年後にはここを目標にして
やりますということを示して、そこへ地元も國も
県も一体的に力を合わせてやるということでなけ
れ

ればだめなんじゃないですか。大臣、どうお考え
ですか。

○國務大臣(内海英男君) 先生の御指摘まことに
ごもっともだと思っております。

この振興開発計画の改定に当たりましては、今
後五年間にどういう目標を持つてどういう事業を
推進していくかというところまで踏み込んで、群
島の地元住民の皆さん方に期待を持たれるような
計画をつくってお示しをしてそれを推進する、し
かも地元の皆さん方にも御協力をいたなく、御理
解をいたなく、こういう形で一つの目標をつくる
ような改定作業を目指して私どもは計画をつくり
たい、こう考えておる次第でございます。いずれ
の機会かに、その目標が達成できるように最大限
の努力をして、事務当局と検討を進めてまいりた
い、こう思っております。

○久保宣君 わかりました。また、できるだけ早
くそういう計画をお示しいだいて、その段階で
私どもも意見を申し上げる機会を与えていただき
たいと思っております。

ところで、今度延長されるこの奄振開発事業の
中心的な課題というのは、先ほど大臣も局長もお
っしゃいましたように、経済の自立化を図ること
に重点を置いた産業振興、ということを中心据わ
らなければ所渭格差という問題はなかなか解決し
ていいかないのではないか、こう思ふんですが、そ
の点については私が今申し上げたようなことで理
解していいのか。

○久保宣君 それから、振興すべき産業は、奄美の特性を生
かした伝統産業の大島つむぎ、キビを中心とした
農業、それから奄美群島周辺の広い海域を有効に
生かす漁業ですね、それと亞熱帯のすぐれた自然
といふものが柱となるを得ないし、それがま
た今考えられている問題だと思いますが、そうい
う産業の柱となるものについて、具体的にこれか
ら五年間どういうことに力点を置いて振興を図る
うとされているのか。この点を、余り詳細にお述
べになる時間もないでしょが一応伺つておきた

いと思うんです。

○政府委員(森繁一君) これまでの振興施策の中
で、当然のことながら産業振興にも力を入れてお
ったわけであります。どちらかといいますと、そ
社会基盤といいますか公共基盤といいますか、そ
の方に力が注がれてきたことは事実でございま
す。ただ、今委員お示しのように、今後、奄美の
所得水準を向上せしめるためには、産業の振興と
いうのをむしろメーンの大きな柱に据えて、それ
に対しても具体的な施策を展開していくということ
がどうしても必要であると思つておりますし、それ
どもも委員と同じような考え方方に立つておるわ
けでございます。

具体的に申し上げますならば、三点ばかりあろ
うかと思いますが、その戦略の一つといたしまし
ては、複合農業経営というのを展開していく必要
があるのではなかろうかと思うわけであります。
御承知のようにサトウキビが基幹産業であります
が、そのサトウキビを中心いたしまして、野菜
とか果物とか花とか、こういうものを組み合わせ
ました複合農業経営を開拓する。新奄美空港等が
完成いたしましたためにいわゆるフライト農業と
いうのが展開できる、そういう情勢にもなってお
りますし、病害虫の根絶も近いという、いわば明
るい見通しもございますので、そういう複合農業
経営を開拓することによりまして産業の振興を図
つていこうというのが第一点でございます。

それから第二点は大島つむぎの問題でございま
して、現在低迷状態にありますが、新しい需要を
開拓いたしまして、流通システムを改善いたし
ましたり、あるいは新しい技術を導入いたしまし
たりする等いたしまして、大島つむぎを基幹産
業、伝統産業としております地場産業を積極的に
振興を図つていこうというのが第二の基本的な戦
略にならうかと思います。

○久保宣君 それから第三の戦略は、あのすぐれた自然的、
文化的特性を持っております土地柄でございます
ので、言うなれば大規模な観光、リゾート開発と
いうのを積極的に進めまして、そういう観光、リ

ゾート面における産業の振興というのが第三の戦
略として考えられようかと思ひます。
そのほか、今委員お示しのように、漁業の問題
等もございますし、そういう他の産業をも総合的
に複合的に有機的に考えながら、産業の振興とい
うのを次の振興計画の中心課題として展開してま
いりたい、かように考えております。

○久保宣君 産業振興の今後の戦略についてのあ
らましの話は私もよく理解できることであります
が、具体的に一つずつの問題を議論いたしますと
は、今、大きく分けると二つの理由によつて大変
大変時間がかかりますので、一つだけ、大島つむ
ぎの場合には、これは奄美群島における基幹産業
の一つでございますね。この大島つむぎの場合に
は、今、大きく分けると二つの理由によつて大変
困難に直面をしているわけです。既に大島つむぎ
は最盛期からいたしますと生産量は非常に下がっ
ておりますね。三五%ぐらいうままで下がっているん
でしょか。それから価格においても半減すると
いう状況がございます。この一番大きな理由は、
外國産つむぎ、特に韓国つむぎの流入です。これ
がなかなか規制できない。実際にいろいろと規制
を取り決めてそれを実際守るということが非
常に難しい状況がある。そのことが一つです。だ
から、この問題についてきちっとした政府の対応
がないとなかなか大島つむぎの将来の展望とい
うのが開けない。

もう一つは需要の拡大の問題です。和装産業で
ありますから、今大変生活様式が変わってきて大
変になつてゐる。そこで太島つむぎの需要の拡
大、つまりそれは市場拡大につながつていく。そ
のことについて、新しい技術の開発であるとか、
需要拡大を見合ひいろいろな大島つむぎの広範な
利用についての研究であるとか、そういうような
ものが非常に必要になつてきていると思うのであ
りますが、この外國産つむぎの流入を規制する
ことについては、現地の人たちもそれこそ長
い年月にわたつて政府に対して要請をされ、そし
て二箇間の取り決めとかいろいろなことが行われ
てきましたけれども、今なおこの問題が大島つむ

ぎの不況の最大の要因となつてゐるわけであります。

「これは浦産省にお聞きいたしたかったのでありますけれども、きょうはちょうどその織維産業の問題について商工委員会が開かれているということでここへおいでいただけませんでしたが、国士庁の方としてこの問題について御意見をいただきたいと思ふことがあります。」

ましては、今先生お示しのよう、昭和四十七年に二十九万七千反でございましたが、それをピークにいたしまして、六十二年度は十七万九千反ということで、ピーク時の六割程度にまで落ちておるわけでございます。また、生産額にいたしましてもほぼ半減をしておるという状況でございまます。

さて毎年協議が重ねられており、昭和五十五年からその輸入枠が約三万六千反余り、それから土産品の持ち込み量は一人一反以内、こういうふうになつておるわけでござります。ただ、この数量は一反当たり百八ドル以上の製品、こういうふうになつておりますて、言ひなればそれ以下の製品につきましてはいわば規制の対象外、こういうことになつておるわけでござります。

そういう規制の対象外になつております。綿織物がどういうふうな量で入つておるかと申しますと、六十二年の状況で、かすり糸を使いました幅四十五センチ以下の綿織物というもので見ますと、約十三万トンになつております。これは十年前が四十万トンでございましたので、そのころに比べますとかなり改善はされておるわけでございますが、いすれにいたしましても十三万トン程度

のかすり糸を使用した絹織物が日本に入つてまい
つておるという通関統計が出ておるわけでござい

ます。これが産地にとりまして需要の減少する中で非常に大きな脅威になつておるということは先ほど来御指摘のとおりでございます。そこで、これは関係省を中心いたしましてこの協定の遵守につきましてなお努力をいただいておるところでござりますし、私ども県とともにこういう問題につきまして関係省に改めてこの問題の提起をいたしまして、是正策につきまして要望としま

いたいとして是正策にござりて要望をさせて
いただきたい、かように考えております。
○久保亘君 この問題は、通産省にも御出席いた
だけるときにまた少しお尋ねをしたいと思つてお
ります。
時間が非常に短くなりましたが、次にもう一つ
伺つておきたいことがございます。
四全総の中で奄美群島は九州ブロックの一部と

して位置づけられておりますが、これは行政的に見ましても鹿児島県の一部である奄美群島でありますから、当然そういうような考え方はあると思います。しかし、奄美群島の歴史的、経済的、文化的交流における沖縄県との関係を輕視しては奄美振興を考えることは難しいのではないか、こう思ひます。そこで、奄美の問題に、こゝまで二つ

思ひんくて、特に農業の問題にいたしましても、そういうことが言えると思うのです。奄美群島は、琉球弧といふ呼び方がありますが、琉球弧の一翼を形成するものとされているのであります。したがつて、全国総開発計画の中でも、南北諸島の特殊性をもつと重んじて、そういう意味での圈域間交流を念頭に置いていた開発というものを奄美群島の場合でいいます。

○政府委員(森繁一君) 今お示しのよう、奄美群島と沖縄とは同じ南西諸島、いわゆる琉球弧の中に位置しておるわけでございまして、歴史の面でも文化の面でも経済などの面におきましても非常に関係が深いということは全くお示しのとおりだと思います。そしてまた、その期間に若干差が

あるとは言え、同じくアメリカの施政権下に置かれておつた、こういう共通の体験を持つており、

奄美の方々は沖縄との間の格差解消をと、先ほどお話をござりますそういう住民の姿勢に切実なものがあるということも私ども十分に認識をいたしております。こういう面につきまして、現行の計画におきましても、奄美的問題につきましては隣接する沖縄との連携を考慮しながら開発を進めよう、こういうことになつておりますし、また四点会議によるききこえ、「今後進歩的、柔軟な政策等を

全般にわざわざして、一ヶ島離島である有馬群島については、周辺地域との連携交流を進めつつ、「その特性に応じた振興を図る」。こういうふうに定められておるわけでございます。
お示しのように、九州との交流も当然のことではあります。沖縄との交流も奄美では非常に大きな課題の一つと、こういうふうに理解をいたしております。

○久保亘君 大変きらんとした御理解をいただいておりますから、ぜひそういう立場に立つて産業の振興等にも御考慮いただきたいと思います。

郵政省にもおいでいただいておりますので、このことに関連して郵政省にひとつお聞きしたいのは、今郵便物の中で送料が地域によって区別されておりますものに郵便小包がございます。この小包は第一地帶、第二地帶、第三地帶という分ナ一方くわけであります。

がされておりまして、この郵便小包の料金が違う
わけであります。どういうわけか沖縄は四国、中
國、近畿と一緒に第二地帯の中に入つております
て、九州とは別の地帯になつております。そのた
めに、一番極端な例を言ひますと、与論島の人
が、沖縄がそこに見えておりますね、見えている
ところへ小包を送りますと、大阪へ送るのと同じ
料金を取られるわけであります。奄美大島の人があ

福岡へ送りますと、これは第一地帯の料金でありますから沖縄へ送るよりも安いのであります。こ

私は不合理だと思います。ただ、こういう地帯で分けます以上はどうしても線引きをされた隣同士の間とその地帯の一番遠いところの間で不合理が起るのはわかりますけれども、さっき申し上げましたように、奄美群島と沖縄とは琉球弧をなす一体の地域である。でありますから郵便小包の扱いもかなり多い。そういう

うところで料金が算定される。それで高
い料金を課せられておるということについてはど
うしても納得しかねるところがありまして、全体
的な改善をやれと言つても今すぐには難しいと思
うのでありますけれども、少なくとも奄美群島と
沖縄との間の小包の取扱料金については同一地帯
のものとして扱うようによく郵政省として御検討なさ
ってもよいかではないかと思ふんですが、いかが

○説明員(編倉貞一君) お答え申し上げます。
小包郵便物の距離別の料金区分は、先生御指摘のとおり、原則として第一地帯、第二地帯、第三地帯というふうに分けられておりますけれども、この分け方は原則としまして県庁所在地相互間の

距離によって行っておりますので、例えば奄美群島からやる場合には、奄美群島から沖縄といふことではなくて、鹿児島県の鹿児島市からの距離ということになってしまいます。そういうことで、先生御指摘のとおり、人為的ということではございませんけれども、一応今の区分はそういうふうになつておりますので、そういう問題点も生じてまいります。そこで、私どもこの小包につきまして

は、民間の宅配便というのもございまして、民間の宅配便についてもちょっと調べてみたんですねが、やはり小包同様に、例えば奄美から山口県に出す方が沖縄に出す方よりも安い料金体系というふうになつております。

ただ、御指摘の点につきましてはいろいろ問題もございますので、今後、国としての離島対策あるいは利用動向、小包のコストの問題その他のいろいろ

いる勘案いたしまして、小包料金を総合的に検討する中で、先生御指摘の点につきましても参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○久保宣君 民間の宅配というのは最近もう大変発達してきたのであります。これは料金を決めていきます場合には郵政省の料金といふものが一つ頭にあって決めていくつてあるんです。そしてあなたの方との競争を念頭に置きながら民間の宅配業者はやつておるわけです。だからこの地帯分けというものも参考になつてゐるのであって、もし郵政省の方が、今あなたの御検討くださるというこどありましたから、そういうことで、例えば地域的な特性といふものに配慮してやるということをおやりになれば、民間の宅配業者もそれに準じてくるのであって、住民の受けるそのことによる利益といふものは私は相乘的に非常に大きなものになると思うんです。

○久保宣君 民間の宅配業者が最近になつてどんどん進出を始めておりますけれども、郵便小包に頼る度合いというのがまだ奄美群島の場合には非常に高いんです。だから、それだけに私はそういう親戚とか子供とかいうものに小包を送るというようなのが非常に多いわけであります。それから離島には民間の宅配業者が最近になつてどん

どん進出を始めておりますけれども、郵便小包に頼る度合いというのがまだ奄美群島の場合には非常に高いんです。だから、それだけに私はそういう親戚とか子供とかいうものに小包を送るというようなのが非常に多いわけであります。それから離島には民間の宅配業者が最近になつてどん

今なお奄美群島の場合に残つております問題は、本土へかけます電話料金は、沖縄から北九州に電話をかけますもの、沖縄のどこからかけます。

○久保宣君 私は去年通話料金の是正についてNTTのお考査も詳細にたゞいま御説明がございました。そこで二月の二回のNTTの電話料金の引き下げに際しまして大幅な離島料金の改善を行つてきたわ

けでございます。

○久保宣君

は、本土へかけます料金で計算されるのであります。ところが奄美群島の場合には、自分のかけた場所から海上距離も含めて計算されるのであります。これはもう明らかに不平等な扱いとなつて残つてゐるわけです。島と島との間は一年おくれに是正されましたけれども、今度は島と本土との間の電話料金といふのは依然としてそういう不公平等が残つたままになつておりますが、この点についても郵政省としては御検討をいたさないと思ふんです。そしてNTTの方にもその検討をさせていただいたらどうかと思うのであります。いかがなものでございます。

○説明員(濱田弘二君) 離島料金の改善につきましては、先生の方から相当詳細にたゞいま御説明がございました。そこで二月の二回のNTTの電話料金の引き下げに際しまして大幅な離島料金の改善を行つてきたわ

けでございます。

○久保宣君

ではございませんで、例えば先生御指摘の奄美の例をとりますと、名瀬市と一番通話量の多い鹿児島市との間におきましては、従来二百六十円の三分間料金だったわけですが、現在は三分二十円というような措置も講じておるところでござります。ただ、先生御指摘のように、奄美群島につきましても、沖縄方式といいますか、奄美群島を九州本土最南端の大根占に位置するものとして、海上距離ゼロメートルとなつて鹿児島市との通話料金が認められて、そこを基点とすればよいわけ

であります。それが全般的にできないのかどうか。これはNTTの経営全般とも関係してくる問題だと思いますので、その辺も今後の検討課題としてはぜひ取り上げていただきたい問題だと思うのであります。

○説明員(泊龍雄君) お答え申し上げます。

奄美群島にその地域の子弟のための高等教育機関あるいは研究所等の設置方についてのお話を承りますが、国立大学という観点で申し上げますと、御用意があるかどうか。こういったことについて御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(泊龍雄君) お答え申し上げます。

○久保宣君

は、一年ちょっと前は三分間四百円のところも現在一律二十円というような料金にまでなつてしまつておるわけでございます。この措置は離島間だけではございませんで、例えば先生御指摘の奄美の例をとりますと、名瀬市と一番通話量の多い鹿児島市との間におきましては、従来二百六十円が六十キロメートル以内でございますから、三分九十円になつてしまふということで、かえつて二十九円が九十円になつてしまふ、そういうような間適用をされたのであります。

○久保宣君 は、一年ちょっと前は三分間四百円のところも現在一律二十円というような料金にまでなつてしまつておるわけでございます。この措置は離島間だけではなく、鹿児島県の離島の場合には、もう既に海上距離ゼロメートルとなつて鹿児島市との通話料金が認められて、そこを基点とすればよいわけ

であります。それが全般的にできないのかどうか。これはNTTの経営全般とも関係してくる問題だと思いますので、その辺も今後の検討課題としてはぜひ取り上げていただきたい問題だと思うのであります。

○久保宣君 不合理は起らぬことです。大根占大根占を考えるから不合理が起ることであつて、それは沖縄の場合は、自分のところの県庁所在地ではなく鹿児島県の離島を飛び越えて一番南端のところへきて、そこからいつておるわけですね。もし大根占の局がそれじや廢止になつたらどうするん

ですか。そうするとともと北の方へいくわけですね。また一方、高等教育機関の整備その他を考えま

す場合の大きな要因でございます十八歳人口の動向といふものを考えますと、平成四年度をピークといたしましてその後急激な減少期を迎える。こういった一般的な状況がございます。そこで、そういうふた中で新しい高等教育機関の設置というごとにつきましてはなかなか難しい状況にあるといふふうに私どもとしては考えております。ただ、そういう御案内のとおり、そういう全体として厳しい中の対応でござりますけれども、例えば奄美群島といふことを頭に置きますと、先ほど来先生からのお話もございましたように、地域の交流の事情等も留意しながら、御案内のとおり国立大学も各県それぞれの配置ということで伝統的にまいつてきておりますので、そういった中でこれらの地域の方の高等教育機関への就学の機会といったものについて配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、いざれにいたしましても、平成四年度をピークとしましてその後年々急減少してまいります十八歳人口の動向等を踏まえました対応といたしまして、現在、大学審議会におきまして、そういった急減期に対応する国公私立を通じまして、高等教育機関の整備のあり方といったようなものについて審議を進めていただいているところでございます。私どもいたしましては、この審議会の検討の状況といったようなものも踏まえながら、また奄美に限つて言えば、先ほど来申し上げましたような地域の交流の実情等にも留意しながら対応させていただきたい、かのように考えております。

○久保宣君 この問題はまた関係の委員会でいろいろ私も意見を申し上げたいと思っておりますので、きょうはあなたの方のお考えをお聞きするだけにしておきましょう。

もう時間が非常に短くなつてしまいまして、最後に一つ資源エネルギー庁にお尋ねしたいことがあります。

現在、電源三法によつて、発電所の設置されてゐる地元の振興、福祉向上の目的のために、その

立地されております市町村及び隣接の市町村に対して交付金が支給されておりますが、この交付金は六十三年度で総額幾らになつておりますか。また、この交付金の財源は電気料金の中に含まれて徴収されておると聞いておりますが、これはどの程度の徴収になつておりますか。数字をお知らせいただきたいと思います。

○説明員(作田顯治君) お答えいたします。

六十三年度におきます電源立地対策促進交付金、これの金額は七百二十一億円を計上しております。

それから、料金にどの程度反映されているかと

いうことでございますが、これは一キロワットア

ワー当たり四十四・五銭、これを料金と合わせて

いただいております。

○久保宣君 電力の供給を受けるすべての人たち

が一キロワットアワー当たり四十四億円の交付

金を負担している。この交付金は総額七百二十一億円国から交付されるわけですね、発電所のある市町村に。

ところが、該当するものが、最初に法律ができましたときに水力発電所で一万キロワット以上

だったものが、だんだんその後変わって一千キロ

ワット以上になつておりますね。それから地熱で

一万キロワット以上、火力発電所で三十五万キロ

ワット以上、原子力発電所でも三十五万キロワッ

ト以上、こういう基準になつておるようあります

が、これは払つていませんか。

○説明員(作田顯治君) 離島の方々にも同じよう

に四十四・五銭は御負担いただいております。

○久保宣君 きょうはもう時間がないから言えな

いけれども、消費税の問題だつて何だつて離島が

一番大きな影響を受けるんです。そういう中で、

発電所は四千五百キロワットが一台ござります

が、これは火力発電所の中に入るんでしようか。

一般的には、専門家の方ではこれは内燃力発電所

であるので、この立地交付金の対象には発電所の

種類として該当しないといふようになつていると

いう意見がございますが、これはスケールだけで

該当しないんですか。その辺はどうなつておりますか。

立地されております市町村及び隣接の市町村に對

して

水力及び地熱につきましては、先生御承知のと

おり、現在我が国は脱石油といいますか、石油代

替エネルギーの促進開発を進めるという観点か

ら、実は水力及び地熱については小規模のものも

これを対象にするという思想がございます。それ

からこの奄美群島にございまして、現在のところこの電

源三法の対象にならないということございま

す。

して、かつ規模が大変小さいこと等々いろいろな問題がございまして、現在のところこの電

源三法の対象にならないということございま

す。

それから、料金にどの程度反映されているかと

いうことでございますが、これは一キロワットア

ワー当たり四十四・五銭、これを料金と合わせて

いただいております。

○久保宣君 電力の供給を受けるすべての人たち

が一キロワットアワー当たり四十四億円の交付

金を負担している。この交付金は総額七百二十一億円国から交付されるわけですね、発電所のある市町村に。

ところが、該当するものが、最初に法律ができましたときに水力発電所で一万キロワット以上

だったものが、だんだんその後変わって一千キロ

ワット以上になつておりますね。それから地熱で

一万キロワット以上、火力発電所で三十五万キロ

ワット以上、原子力発電所でも三十五万キロワッ

ト以上、こういう基準になつておるようあります

が、これは払つていませんか。

○説明員(作田顯治君) 離島の方々にも同じよう

に四十四・五銭は御負担いただいております。

○久保宣君 きょうはもう時間がないから言えな

いけれども、消費税の問題だつて何だつて離島が

一番大きな影響を受けるんです。そういう中で、

発電所は四千五百キロワットが一台ござります

が、これは火力発電所の中に入るんでしようか。

一般的には、専門家の方ではこれは内燃力発電所

であるので、この立地交付金の対象には発電所の

種類として該当しないといふようになつていると

いう意見がございますが、これはスケールだけで

該当しないんですか。その辺はどうなつておりますか。

○説明員(作田顯治君) お答え申し上げます。

水力及び地熱につきましては、先生御承知のと

おり、現在我が国は脱石油といいますか、石油代

替エネルギーの促進開発を進めることで、それは私は大変なやはり差別扱いだと思う

ですよ。

もしこれが対象になるとすれば、例えば一万キロワットの発電所についてどれぐらいいくんですか。

○説明員(作田顯治君) お答え申し上げます。

水力及び地熱につきましては、先生御承知のと

おり、現在我が国は脱石油といいますか、石油代

替エネルギーの促進開発を進めることで、それは私は大変なやはり差別扱いだと思う

ですよ。

水力及び地熱につきましては、先生御承知のと

おり、現在我が国は脱石油といいますか、石油代

替エネルギーの促進開発を進めることで、それは私は大変なやはり差別扱いだと思う

いう厳しい条件下に置かれておりまして、その後進性を克服することは容易ではございません。このため、その特性と発展可能性を十分に生かすことができずに、なお本土との間にはいろいろな格差があることもよく承知をいたしております。

お尋ねのうち、人口一人当たりの所得、昭和六十年度について申し上げますと、全国が一百十万美元であるのに對し百三十六万一千円、これは四千円であるのに対し百三十六万一千円、これは全国对比で六五%。市町村の財政力指數、これで

見ますと、昭和六十一年度で見てまいりますと、全国の〇・四四に対し〇・一七、これは対全国比で三九%でございます。社会資本整備水準として道路の整備水準、国県道改良率、幅員五・五メートル以上のものにつきまして昭和六十年度末の水準でいきますと、全国の六〇・三%に対し奄美の方は四六・八%でございます。小学校の校舎の整備率、昭和六十一年度で見ますと、全国の九三・三%に対し七二・六%でございます。

○片上公人君 復帰当時と比較しますとかなりの改善が見られるわけでございますが、依然として生活条件というものは厳しいし、本土との格差が存在することは明らかでございます。

そこで、過去五カ年の振興開発計画の事業達成状況を説明していただきたいと思います。

○政府委員(森繁一君)　過去五カ年間の開発計画の達成状況でございますが、いろんな面がございまが、幾つか例を挙げて申し上げてみたいと思

まず、交通基盤整備の中で道路につきましては、国県道の改良率をとつてみますと、この五年間に四三%から五〇%余りに上がつております。それから舗装率が九三%から九八%近くまで上がつております。それから空港につきましては、六十三年七月に新奄美空港がジェット化空港として供用が開始をされております。

それから社会基盤の関係では、例えば民間のテレビ放送につきましては、昭和五十九年度から民放の三局目の電波を導入いたしましたための整備を

進めておりますし、また産業基盤整備につきましては、例えは農業につきましては各種の事業を積極的に実施いたしましたほかに、県の農業試験場の大島支場、徳之島支場につきまして約十五億円の経費を投じまして整備拡充を行つてまいりました。それから林業、水産業につきましてもそれれ事業を実施しておりますが、特に大島つむぎにてつきましては、昭和五十九年度に大島紬会館を設置したり、あるいは昭和六十三年度に大島紬技術指導センターの移転整備に着手をいたしております。

それからまた教育文化の関係では、奄美振興会館というのを昭和六十年から六十一年度にかけてして名瀬市に広域の文化施設として設置をいたしております。

こうしたことによりまして、島民の生活水準なり公共施設の整備水準というのはかなり向上を見せておりますけれども、やはり本土とのまだ格差

があり、今後また積極的に実施をしなければならない面もあるということで法律の延長をお願いしておる、こういうことでございます。

の諸格差を是正し、豊かでぬくもりに満ちた地域社会を実現する、こういう観点から見ますとまだまだほど遠い状況であると言えるわけですが、このような結果によって、こじんまりとした

○政府委員(森繁一君) 確かに現在の計画の目標のようした結果になつた要因、それはどこにあるんだと、どのように分析をしておるかということを伺いたいと思います。

は本土との諸格差を是正するというところに置いておるわけでございますが、先ほど申しましたように、これまでいろんな事業を実施してまいりましてそれ自分の成果を上げてきておる、こういうう

ようには考えられますけれども、やはり一方では、本土の水準も上がってまいってきておりますし、なかなかその格差が一挙に是正できない、追

いつけない、こういう状況であるということは先ほど申し上げたとおりでございます。

条件にあらうかと思ひます。御承知のような外海離島であり、台風常襲地帯でもある、こういう厳しい自然内、地理的条件にあるといふことが一つ

いろいろな意見があると思いますが、他方では、産業の面で、特にサトウキビ、大島つむぎを中心としたしましてなかなか思うに任せない状況にある。こういう

ことも一つの要因にならうかと思ひます。
ただ、これらの問題につきましては、今後いろいろな問題を検討いたします場合に、その地理的条件についてもすぐれた特性を持つておるわざ

でありますし、その意味で発展可能性も十分に生かすことができる、こういう余地もあるわけでござります。こういう面に着目いたしまして今後と

もこの格差の是正につきまして最大限の努力をいたしたい、かように考えております。
○片上公人君 今回法改正をして改定する新計画は、国土の均衡ある発展を図る上からも、また奄

美群島の特性とその発展可能性を生かして積極的に社会基盤の整備と産業の振興を推進するためにも必要なわけでございますけれども、この新計画

○政府委員(森繁一君) 新しい改定計画の基本的な考え方、今先生お示しのとおりのものが基本策定のめどを伺いたいと思います。

的な考え方になろうかと思います。
具体的な主なポイントといったまでは、一つ
は、特性を生かしました産業の振興を積極的に図

つて、いこう。その産業の中には亞熱帶性、海洋性等の自然的特性を十分に生かしました農林水産業の振興を図りますとか、あるいは観光、リゾート

の開発を図りますとか、あるいは伝統産業であります大島つむぎの普及を図りますとか、あるいは農林水産物を利用いたしました、言うなれば一・

五次産業の振興を図っていくとか、こういう課題があらうかと思ひます。

は快適で住みよい生活環境を確保するということが何よりも肝要であるうかと思います。例えば交通情報通信体系を整備するとか、生活環境施

設、社会福祉施設、保健医療対策等の整備充実に力を入れていくとか、あるいは水の問題を解決するとか、こういう課題があろうかと思います。それから第三番目のポイントは、奄美群島の中でも均衡のとれた地域社会の発展を図つていかなければいけないということであらうかと思います。それぞれの島、それから島の中の各地域の均衡ある発展を図る。特に、本島南部地域につきましては自然的、社会的に非常に厳しい条件下にございますので、そういう地域の振興開発を積極的に考えていかなければなるまい、こういうところがポイントではなかろうかと思つております。

具体的には、この新振興開発計画の改定につきましては、鹿児島県の知事が案を策定いたしまして、その案に基づきまして内閣総理大臣が審議会の議を経た上決定する、こういうことになつております。この法律を成立させていただきましては、鹿児島県におきましてはその案を直ちに作成するというふうに伺つておりますし、鹿児島県の案を待ちまして、関係行政機関とも十分調整をいたしました上、できるだけ速やかにこの策定をいたしたい、このように考えております。

○片上公人君 振興開発に関する具体的な問題一つであります大島つむぎは国の伝統産業でもあるとともに、奄美の基幹産業として発展してきたわけですが、最近における生産動向と今後の振興策についてちょっと説明をお願いいたします。

○政府委員(森繁一君) 大島つむぎの生産の状況につきましては、昭和四十七年に生産反数で二十九万七千反というのがピークでございました。その後若干の変動はありますが、おおむね一貫して下落を続けておりまして、六十二年時におきましては十七万八千反、こういうことになつております。それから、それを生産額で見ますと、ピーク時が昭和五十五年でございまして、このときには約二百八十七億円余りの生産額がございました。その後価格の低迷等がございまして、昭和六十二年度は約百四十億円程度の生産額、こういうこと

になつております。

大島つむぎにつきましては、一方では韓國産の問題がございますが、他方では需要の停滞といいますか鈍化といいますか、そういうことが一つの大島つむぎになつておるわけでございまして、そのため例え和装ばかりでなく洋装化という新しい分野への進出というのも当然考えなければいけないと思いますし、また生産基盤の整備につきましてもこれまで以上に力を入れなければいけないだらうと思つております。さらに、販路の拡大というにつきましても最大限力を入れなければいけない課題ではなかろうかと考えておるわけですが、昭和六十三年度から大島つむぎ技術指導センターの移転、整備充実を行つておられまして、これを一つの軸にいたしまして、今後ともいわば企画力の強いそういう大島つむぎの生産体制、流通体制の整備というのを図つていく必要があるのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○片上公人君 奄美群島の地質の特殊性といいますか、サンゴ礁、これによりまして水資源開発利用を大変困難にしているため慢性的な水不足になつておる。奄美的發展阻害のこれは一因とされるわけですが、将来的な水資源開発につきましてどのような見通しを持つていらっしゃるのか伺いたいと存ります。

○政府委員(森繁一君) 先生御承知のように、奄美群島は年間大体二千ミリから三千ミリの降雨があるわけでございます。ただ、これが梅雨と台風の時期に集中をいたしておりまして、特に大島本島と徳之島は地形が急峻でございますので、雨が降つた後直ちにその雨が海へ流れてしまふ、こういう状況でございます。それからまた、喜界島、沖永良部、与論島は琉球石灰岩から成つておりますが、島と島は地形が急峻でございますので、雨が降つた後直ちにその雨が海へ流れてしまふ、こうして、言うなれば水質源の確保というのがなかなか難しい、そういう土地柄でございます。

一方、生活水準が向上いたしておりますし、当然のことながら水需要はふえる。さらにもう、烟

作振興等によりまして農業用水の需要もふえると
いうことで、水資源の確保の問題はこの当該地域
にとりまして非常に大きな課題になつておるわけ
でございます。これまで生活用水なり農業用水の
確保を目指しまして、いろんなダムを初め水利施
設の整備を進めてまいってきたわけでございます
が、今後はこの水問題のより抜本的な解決を図る
という観点から、その島々に応じまして、例えば
大島本島とか徳之島には言うならば地表ダムをつ
くるとか、それからサンゴ礁の島には地下ダムを
つくるとか、こういう島々に応じた水資源対策と
いうのを講じていく必要があるう、こういうふうに
に考えておるわけでございます。今後ともこうい
う点につきましては最大限の努力を図りまして、
生活用水なり農業用水なりが安定的に確保できる
よう努めてまいりたい、かように考えておりま
す。

まだ非常に低い、こういう状況でございます。併せて特に眼科とか耳鼻咽喉科といういわば専門的な医師というのは中心都市であります名瀬を除きますとほとんどいらっしゃらない、こういう厳しい状況にございます。同様のことは歯科医師につきましても言えるわけでございますし、さらにまた、病院につきましても一般病床の不足が非常に頭著でございまして、十万人当たりの病床数で見ますと、鹿児島県平均の半分ぐらい、こういうふうに御理解をいただければいいかと思ひます。

そこで、このような状況のもとで、奄美群島の医療につきましては、これまで県立大島病院の整備充実を図つて、ここを中心いたしまして医療活動を積極的に展開する、特に鹿児島大学の医学部の協力をもいただくということで医療従事者の確保等に努めているところでございますが、先ほど申し上げましたような状況でございますので、この大島病院を拠点といたしました、いわば巡回診療と申しますか、それから僻地診療所への医師派遣、こういう形での医療の確保に努めておるわけでございます。

ただ、今後の問題といたしましては、それぞれ巡回診療、僻地診療というのがあるわけでございまますが、最新のコンピューターシステム等を駆使いたしました医療情報システムというのも導入をいたしたい、こういうふうに考えておりまして、昭和六十二年度にこの医療情報システムの導入につきまして調査をいたしました。これによりますと、その可能性があるという報告をいただいておりますので、今後関係の地元の市町村あるいは関係の医療団体とも十分連携をとりながら、今システムの整備というものに全力を注いでまいりたい、かようと考えております。

○片上公人君 均衡ある発展また地域の活性化のためには、これは一つは人口の定着が基本であると考えるわけですが、そのためには居住環境を整備して生活基盤を良好にする必要があると思います。最近の人口動向と地域社会の発展のための人

口定住策及び生活環境の整備につきましてどのような所見を持っていらっしゃるか伺いたいと思います。

○政府委員(森繁一君) 昭和六十年の奄美群島の人口は十五万三千人でございます。国調ベースで申し上げますと、昭和三十年に比べますと二五%減少しておる、こういうことになつております。五十五年、五年間対比では一・九%の減少ということになつております。さらには、鹿児島県が推計をいたしておりますところによりますと、昭和六十年以降もやはり人口減少が引き続き続いておる、こういう状況でございまして、大変私ども心配いたしておりますのが、昭和五十年代まで一貫して増加をいたしてまいりましたその中心都市であります名瀬市が減少傾向に転じておるような感じを持つておるわけでございます。

その意味で、今後人口動向といふのは非常に注目していかなければいけない、こういうふうに考えておるわけございますが、その人口減少を防止いたしますためには、今お話しのように、一つは、産業の振興を図り就業の場を確保して所得の向上を図るということが必要だらうと思ひますし、他の一つは、生活環境を整備いたしまして若い人もそここの地に定着をして住むような、あるいは都会に出てきた人が戻れるようなそういう生活環境の施設の整備を進めなければいけない、こういうふうに考えておるわけでございます。こういうことで定住条件の整備を図つて人口の今後の定住化策というのを具体的に考えてまいりたい、こういうふうに思つております。

○片上公人君 四十三年に復帰しました小笠原諸島ですが、復興計画、振興計画を通じまして各種の事業が施されてきたところでございます。現在までに至る両計画に基づくところの事業の評価、実績及び本土との所得、社会整備水準等の格差の概要についてまず説明をお願いいたします。

○國務大臣(内海英男君) 小笠原諸島につきましては、昭和四十三年に本土復帰して以来二十年にわたる復興事業、振興事業を通じ、これまでに總

事業費六百七億円余、国費三百九十四億円余を投じ、銳意積極的な諸施策を講じてまいりましたが、それなりに相応の成果が上がったものと考えております。例えば「見港、沖港の整備や水産業共同利用施設等の整備が進められましたし、教育施設につきましては、小中学校及び高校の整備も完了いたしております。その他、産業基盤整備及び生活基盤整備等についても相応の成果が上がったるものと考えております。

しかしながら、小笠原諸島は御承知のとおり、本土から隔離した外海離島である上、台風常襲地帯でもあるという厳しい条件下に置かれておりまして、その後進性を克服することはなかなか容易ではないと存じます。このため、その特性と発展可能性を十分生かすことができないで、なお本土との間に所得あるいは道路の整備状況、医療水準、民間テレビの視聴問題等の諸格差が存するものと考えております。このような状況にかんがみまして、小笠原諸島の自立発展のための基礎条件の改善及び地理的、自然的特性に即した産業の振興を図るとともに、今後とも帰島を希望する旧島民関係者の帰島を促進する等の施策を充実してまいりたいと考えております。

○片上公人君 硫黄島旧島民に関しまして若干お伺いしたいと思います。

硫黄島におきましては、昭和十九年、二百三十三世帯一千一百五十四人の住民が本土に強制疎開を受けた後、同島の旧島民が帰島できない状況が続いていること、その後五十九年に審議会の方から、一つには火山活動による異常現象が著しい、また産業の成立が厳しいこと等から一般住民の定住は困難であるとの結論が出ているございま

す。また審議会はこの意見具申の中で、「政府は旧島民の特別な理解を示すとともに、これに報いるための措置として、総額五億六千二百万円の見舞い金の支給をすることともに、引き続きして、旧島民に報いるために、これに報いるための措置及び集団移転事業に類する措置を講じるべきものと考える」と指摘をすることともに、引き続きして、旧島民に報いるための具體化として、総額五億六千二百万円の見舞い金の支給をすることとの意見具申をしておりま

す。

そこでお伺いするわけですが、この硫黄島の経緯、それと意見具申後の措置された施策のあらま

をまず説明していただきたいと思います。

○政府委員(森繁一君) ただいまお話しのようになります。硫黄島につきましては昭和十九年に千二百人余りの住民が本土に強制疎開をされたわけでござります。戦後は米国の施政権下にございまして、昭和四十三年六月に小笠原諸島が復帰してからも、硫黄島におきましては復興事業、振興事業が実施されない、同島の旧島民が帰島できない状況が続いておるわけでございます。昭和五十四年に小笠原諸島振興審議会に硫黄島問題小委員会とい

うものが設置されました。硫黄島の今後のあり方について検討が重ねられまして、昭和五十九年に

その審議会から答申をいただきました。意見具申をちょうだいいたしました。その内容は、火山活動等による異常現象が著しい、それから産業の成

立の条件が厳しい、こういうことから一般住民の定住は困難である、そのため、島に帰れない方

方、旧島民の特別の心情に報いるための措置と、それから集団移転事業に類する措置を講じるべき

である、こういう意見具申をちょうだいしたところでございます。

その意見具申に基づきまして、政府といたしま

しては既に、旧島民の特別の心情に報いるための措置といたしまして見舞い金の支給を行つておる

わけござります。総額にいたしますと五億数千

万の見舞い金の支給をいたしておるわけでござい

ます。

それから集団移転事業に類する措置につきまし

ては既に、旧島民に報いる措置は本見舞金支給を

もつて完了するものとする。」こういう意見具申

をちょうだいいたしておるわけでござります。私

も、先ほどお話しのように、旧島民一人当たり

四十五万円、総額で五億六千余万円の見舞い金の

支給を既にいたしておるところでございまして、これをもちまして旧島民に報いる措置につきまし

ては完了をいたした、こういう理解をいたしてお

ります。

なほ、集団移転事業に類する措置につきましては、先ほど申しましたような形で今後引き続き検討を行つてまいりたい、かように考えております。

○片上公人君 もう一方の柱であるところの集団移転事業に類する措置でございますが、特別措置法一条の目的でも「帰島を希望する旧島民の帰島を促進」とされております。年々高齢化する旧島民の方々の希望にはもう早急に対応する必要があると思うのでありますけれども、現在帰島、移住希望者はどの程度いらっしゃるのか。政府はどう把握されておるのか。そしてまた、生まれ育つた地に帰りたいという人がかなりいらっしゃる

しておるわけでございますし、さらにまた、東京都におきましては職業体験実習等を行いまして、言うなれば父島、母島への定住促進事業を促進しておる、こういう段階でございます。

それから財産権の問題が一つあるわけでございまが、この問題につきましては、現在硫黄島対策専門委員会で引き続き御検討をお願いしてお

ます。この問題につきましては、現在硫黄島対策専門委員会で引き続き御検討をお願いしてお

への定住促進を進めておるところでございます。こういう具体的な内容につきましては審議会等で今後なお御検討いただきたい、こう考えておりますが、策定を予定いたしております新しい計画の中におきましてもこの集団移転事業に類する措置を引き続き明確に位置づけてまいりたい、こういうふうに考えておりますので、御了解いただきたいと存じます。

○上田耕一郎君 五年前の改正のときに、私、小笠原諸島の振興問題で四つの問題を指摘しました。一つは一島一集落主義を改善すべきだと、二つは農業土地問題、三つ目は空港を早急にと、空港問題、四つ目はシーレーン問題ですね。今回の新しい振興開発計画で、父島の原浦地域が加わるなど一の島一集落の問題は改善されましたし、それから空港問題も東京都が兄島空港基本構想を決めましたので、この二つは前進したということで私も喜んでおります。

実は五年前の六月に、私が團長になりました、池山、秋田の二人の都會議員などと調査団をつくりまして小笠原、硫黄島調査というので私も父島に行つてしまひました。支庁長や村議の方々あるいは農業センターの方々等といろいろの調査をしたり懇談をしてきました。私、非常に現地へ行つてみて強い印象だったのは、小笠原問題というのは単に離島開発という以上に非常に国家的に重要で大きな可能性を持っているということを改めて教えられたんですね。戦前は、冬でもカボチャができるといふんで、新宿の三越のショーウィンドーに座布団を敷いて小笠原のカボチャを並べたという話まで聞いて、大変豊かだったというんですね、今状況は違つておりますけれども、後で言いますけれども、非常な可能性が亞熱帯農業としても日本海里水域の四分の一がある点でも非常に大きな可能性があるのにまだくされません。

それから観光としても、ハワイまで行かなくてそこには観光の開発可能性も非常に多いんです

ね。南島という駒池のあるところへ私も行つてあそこで泳ぎましたけれども、本当にすばらしいところで、余り大勢来るとこれはもう破綻されちゃうんじゃないかという心配もありました。そういう可能性を豊かに持つたところで、ここは振興開発を本気でやる値打ちがあるということを強調したいと思います。

ところが、一番の問題は、先ほどもお話をあつた非常な特殊な不幸な歴史を持つてゐるために、二十三年空白だったためにまず人口がよえないんですね。戦前八千人いたんです。五年前私行つたときは八百人定住人口が、ことしのデータを見ると千九百人で、五年間で百人しかふえてない。もう旧島民の帰島はほとんど頭打ちで、新島民が来始めているだけれども、その新島民も頭打ちなんです。

そこで、人口誘致——人口誘致といつたら変だけれども、あそこに来ていただくためにはやっぱり労働力というかな、農業、水産業、観光を本気であそこでやりたい、新島民はあそこへ行ってみて非常に気に入つて、つい来ちゃったとか、それから釣りで来て気に入つて来たとかいう人なんかかなり多いんですね。土木作業で働きに行つて気に入つて来たとか、それから伊豆の中で利島から來た農民なんかにも会つたんすけれども、

常には希望が多い。あそこは資本が大分入つて、西武資本だとかそれから東洋興発なんというのがかなり土地を買つたりしていることもあって、八丈島と比べると地価が二倍から五倍高いといふんであります。それで、何とか開発可能な国有地を安く払い下げてもらえないかと。ところが、振興法の国有地の低価格払い下げ、無償貸し付けの規定を見ますと、農道とか用排水路、いろいろありますけれども、農地は対象外になつてゐるんです。ですか

う、いろいろ経過あるだろうと思うんだけれども、人口をふやすために、あそこの非常に有望な花卉あるいは果樹、ペペイや、バナナ等々なんかもできるわけなので、そのために国有地を安く払い下げられるような政令の対象拡大、これを本気で検討していただけないかということが第一の質問です。

○政府委員(森繁一君) 小笠原の言うなれば可能条件を生かしましたいろんな施策を展開する必要があるう、こう考へておるわけでございます。

○青木茂君 時間の関係で奄美に絞つて二、三の御質問を申し上げます。

この奄美群島、昭和二十年代の末期以来かなり
な税金をつぎ込んできたわけですけれども、今ま
で伺っておりますと成果が必ずしも上がつておる
とは言ひがたいと。一体その基本的な原因といふ
ものは、自然その他の問題以外に人為的な問題と
して一体どこに原因があつたんだろうかといふこと
についてはどういうふうにお考えでござります
か。

○政府委員（齋藤一君）奄美群島につきましては、復帰後特別措置を継続いたしまして今日まで至つておるわけでございますが、なおそれにもかかわらず所得水準が低い、高齢化も著しいということでござります。

その原因が那辺にあるかということでおさいますが、一つは奄美群島の置かれております地理的、自然的条件に、宿命的なものであろうかと思いますが、あろうかと存ります。台風常襲地帯、それから本土から離れておる外海離島、こういう条件が一つ制約としてあろうかと思ひます。それから他の一つは、奄美群島の経済を支えてまいりました産業といたしまして大島つむぎ、サトウキビというものが代表的なものとして挙げられるわけであります。これらの産業が概して低調であるために思うに任せない結果になつておるというこ

こういう二つの点が大きな理由だと思いますが、前段の点につきましては、審美的新空港等ができたわけでもございませんし、ある程度ネットが解消できる、そういう明るい見通しもあるわけであります。それから後段の点につきましては、これらの大島つむぎなりサトウキビにつきましては、いろんな施策を総合的に組み合わせて産業の振興を図り、こういう意味での原因を除去してまいりたい、こういうように考えております。

すと、開発だとか復興だとか振興だとかそういう理由によつて、何というんですか、道路工事とうのかな、公共事業というのかな、そちらの方に少し資金投入のウエートがかかり過ぎて、いるんじゃない。道路改良率はまさに全国水準にきてるんだから、何かそちらの方にかかり過ぎて、どの方向にこの奄美を引っ張つて所期の目的を達するという何かビジョンみたいなものが何となく私ははつきりしないんですけども、この点いかがでしょうか。

○政府委員(森繁一吾) 公共事業の問題につきましてはこれまで、お示しのような傾きがあったことは事実でございます。ただ、現実の問題といつたしまして、奄美のいろんな道路、交通その他公共施設の整備水準というのはやはりまだおくれておる部面がござりますし、特に、例えば本島の南部地域等につきましてはとにかく交通条件の整備が最も優先の課題、こういう認識をされておる地域非常に多いわけでございます。その意味で公共事業を縮小するとかセーブするとかいうことはなかなか難しいと思いますが、これまで以上に力を入れなければいけないというのは、いわゆる産業面を含めましたソフトの政策というのを今後積極的に考えていくことではなかろうかと思います。

例えて申しますと、新空港ができるためにフライト農業ができる、そのため航空輸送のネットが解消できる、そういたしますと消費流通シ

システムが改善できる、そういたしますといろんな意味での地域の特性を生かした産業開発なりリゾートの振興ができるよう、こういうふうにも思うわけであります。こういうソフト面の充実強化というのを中心いたしました産業の振興施策といふのを、公共事業に相並びましてと申しますが、公事業にもなお増してこのソフトの施策というのを積極的に進めていくことが今後の大きな課題ではなかろうかと認識しておるわけでござります。

○青木茂君 よくわかるんですけれども、どうあるべき性といふのかな、こういう産業をこの方向に

持つて、いつ何年計画でこういうふうにするんだ
というところがまだはつきりしないわけなん

今度は出資という新しいものが入ったんですねけれども、出資に値する産業、今値しなくともこういうふうに持つていったら値するであろう、そこまで育成することができるであろうというその産業というのは一体何なのか。出資といつてもこれ採算性はかなり度外視されているんじゃないのか。補助金と大差のないものだと思いますよ。それが

○政府委員(森繁一君) 今回の法律改正でお願いしております中で奄美群島振興開発基金に出資機能を創設したいということがございます。これまでこの基金は融資機能と保証機能がございましたが、出資機能はございませんでした。現在の奄美群島の経済の状況にかんがみまして、振興開発をさらに積極的に推進するために民間の資本投資、設備投資を積極的に誘導していくよう、いうためにこの出資の機能を付与しようというものでございます。

お話しのよう、出資先として当面ここだといふことをこの席で申し上げられる段階ではございませんとばらまきになってしまってその成果が上がらない、こういうことになるんじやないかと思ひますけれども、何かこれはという妙案ござりますか、これでいくんだという。

せんが、例えは農林畜水産物の加工度の高い工業とかあるいは産業の振興開発に係る交通運輸業とか、こういうことを法律で出資先として定めておられますし、政令ではそれらに伴う例えは土地の造成事業というふうなものも対象にいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、出資の基本的な考え方というのは、あくまでも奄美の民間企業の自発的な創意によりまして産業の振興開発を進めていく、こういうこととを県も市町村もそれから基金も、ひいては国も一体となりましてプロジェクトを推進していく、こういうことでございます。国や基金が先走り

つて出資をしようと、こういうことではございませんで、民間の動きができるだけ誘導、援助していく

こう、こういうものでございます。その際、その民間企業にとりましてやはりある程度公益性があるものでないと、一般の企業ということではなくなかなか奄美の基金が、保証とか融資とかは別でありますけれども、出資するということにつきましては問題があらうかと思いますので、その辺を十分詰めて今後考えていただきたい、こういうふうに考えております。

○青木茂君 私は出資に値するという表現を使つたわけですけれども、値するというのは、私はこの奄美の置かれた状況からいうと雇用の創出だとと思うんですね。これをやつたら奄美の人たちの雇用がふえて所得も上がるということにやはりびたりと目標を定めるべきである。その目標さえ達成できるならば、私はある程度公益性が薄くて何があるてももういいじゃないかという気がします。

全体といたしまして奄美の事業所というのには本当に規模は小さいですね。従業員が一人から四人までの事業所を見ますと、大体全体の八割程度、こういう御理解をしていただければいいかと思います。

○政府委員(森繁一君) 従業員の規模で一人から四人までの事業所を見ますと、大体全体の八割程度、こういう御理解をしていただければいいかと思

○青木茂君 商店の一番小さいのですね、本当に従業員一人が二人ぐらいのものはどれぐらいになりますか。

○政府委員(森繁一君) 商店の従業員が一人から二人というごく零細な事業所、全体の中で占める比率が大体七割五分程度ぐらいではなかろうかと思つております。

○青木茂君 そういう経済の中で本当に新しい雇用をつくり上げていく、島に活気を与えていくと、いうことは、これは言うは易しいが大変な課題だと思いますよ。だからひとつここで何か思い切ったことをやらないとできないんじやないか、過

去の古い地場産業を育成というだけでは済まないんじやないかといふ気がしてならないわけなんです。これはもう單なる例にすぎませんけれども、奄美群島に大学というのはありますか。

○政府委員(森繁一君) 奄美群島には大学あるいはそれに類する機関といふのはございません。

○青木茂君 沖縄は七つか八つあると聞いていますよね、大学が、沖縄に七つか八つあって奄美に一つもない。この奄美のいろいろな、日本にない熱帶、亜熱帶の特殊な環境、いろいろなすぐれた条件、そういうものをいわゆる大学というものの中で吸収されて、本当にその大学へ来なければ学問ができるといふような特殊性のある学校をつくたら、私は非常にこの奄美の発展に大きな効果があるんじやないかと思つておるわけです。沖縄に七つも八つも大学があつて、奄美に一つぐらいいは極めて特殊性のあるやつがあつてもいいんじやないか、こういう気がいたします。

それから、これはブラックユーモアで申し上げますから余り深く考えられると困るんですけども、例えばかつて平清盛に俊観僧都が流されたといふ鬼界ガ島がありますね。その鬼界ガ島にNTTとリクルートをワンセットで流してしまって、そうしたらこれは大きな産業ができるんじゃないのか。これはブラックユーモアですけれども、そういう何か過去といふものを踏まえてどうするといふことよりも、ここにひとつ奄美というものを中心にしてニアーフィードで新しい雇用創出の場をプロデュースしていくことが私は非常に大切なことではないかと思うわけなんですよ。

人口が減っている。奄美の若い人たち島に愛着があるんですよ。島に愛着があるんだけれども、島では生きていけないから外へ出ざるを得ない。だから私は、これから奄美の振興計画といふ長期ビジョンをきちんと決めて、本当に国のお金をどれだけつぎ込んでいいからそつちへば

く進させると、いうような発想が必要なんじやないか。つまり過去の延長だけでは所期の目的も過去の延長に過ぎず、大した達成力はないと思うんで

す。

これはひとつ大臣の哲学をお聞かせ願いたいんです。

○国務大臣(内海英男君) 青木先生のまことにうんちくのある、将来の展望を見通した奄美開発の構想を承させていただきまして、大変私も同感しておりますものでございます。

しかし、現実の行政の責任をあずかる者といったしまして、自然的な条件あるいは現在の社会情勢、地理的状況、こう言いますと、なかなか先生がおっしゃっているような理想の奄美振興計画と

いうものを具体的に進めるというのも現実的問題としては難しいのではないか。やはり将来の理想としてそういう目標に到達するよう在我々も努力

しなければならないと思いますし、奄美群島に生活をしておる、将来奄美を担う若者たちにもそれだけの気概を持って郷土愛というものから取り組んでいただかなきやならない。非常に大きな意味

の構想を持つて、奄美に愛着を持ちながら発展を図っていくところに、地域住民また國も県もそういった考え方でこれを取り上げなければ先生のおっしゃるようなことに近づいていくんですね。我々はその責任ある者としてそういう方向に指導し、そういうような気持ちにさせていく行政が必要である。そういうふうに考えておる次第でございます。

○青木茂君 大臣は理想とおっしゃいましたけれども、腹の中では、あいつ何を空想のことと言つているんだと言うかもしませんけれども、現実は、私は過去数十年の歴史が示すように目的達成は難しいと思います。だから、現実は現実として我々は尊重しなければならないけれども、ここでひとつ思い切った長期のビジョンと申しますが、その長期のビジョンも空想にならぬよう

いといふ願いを申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(稻村稔夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(稻村稔夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稻村稔夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党

党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及びサラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

〔賛成者挙手〕

以上であります。

○委員長(稻村稔夫君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

島民の心情に十分配慮するとともに「集団移転事業に類する措置」について早期に結論をまとめるること。

四、硫黄島旧島民定住促進事業については、旧島民の心情に十分配慮するとともに「集団移転事業に類する措置」について早期に結論をまとめるること。

右決議する。

○委員長(稻村稔夫君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(稻村稔夫君) ただいま赤桐君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

木附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上であります。

○委員長(稻村稔夫君) 全会一致と認めます。よつて、赤桐君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、内海国土府長官から発言を認められておりますので、この際、これを許します。内海国土府長官。

○国務大臣(内海英男君) 本委員会におかれましたことは、本法案につきまして御熱心な御審議をいたしました。

島振興開発計画の策定に当たっては、地元諸

町村の意向を十分に尊重するとともに、振興開発事業については、沖縄との均衡をも考慮しつつ、補助率、補助採択基準等について十分配慮すること。

二、奄美群島の特性を生かした産業の振興を開発事業に於いては、沖縄との均衡をも考慮とともに、法改正の趣旨を踏まえ奄美群島振興開発基金の充実強化に努めること。

また、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備を強力に推進すること。

し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存でございます。

ここに本法案の審議を終るに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対して深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(稲村稔夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(稲村稔夫君) ただいまから建設委員会を開いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。本日、片上公人君が委員を辞任せられ、その補欠として馬場富君が選任されました。

○委員長(稲村稔夫君) 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。小此木建設大臣。

○國務大臣(小此木彦三郎君) ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、かねてより国民の住宅建設に必要な資金を融通する

ことにより、国民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりましたところであります。

この法律案は、以上のような観点から、今国会に提出された平成元年度予算案に盛り込まれている貸付制度の改善等につきまして、住宅金融公庫法、北海道防寒住宅建設等促進法、住宅融資保険法及び沖縄振興開発金融公庫法の改正を行おうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

第一に、世帯向けの良質な賃貸住宅の供給の促進を図るため、一括して借り上げが行われ、みずから居住するため住宅を必要とする者に転貸される賃貸住宅につきましても、その建設に必要な資金の貸し付けを行うこととしております。

第二に、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定方法の適正化を図るため、家賃限度額の算定に当たり、土地取得費の償却額にかえて、地代に相当する額を参酌することとしております。

第三に、大都市圏における比較的小規模な敷地を有効活用するため、土地の合理的利用に寄与する低層耐火建築物等に対する貸付制度を創設することとしております。

第四に、内需の持続的拡大を図るため、特別割増貸付制度の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長することとしております。

第五に、住宅融資保険制度の拡充を図るため、既存住宅の購入に必要な資金の貸し付けについて保険を行うことができるようになります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

○委員長(稲村稔夫君) 何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○委員長(稲村稔夫君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青木薪次君 私は、まず第一に、住宅着工の現状と見通しについてお伺いしたいと思うのであります。

昭和六十二年度の住宅着工の戸数は何と百七十

二万戸にも達したのであります。空き地の住宅建設ブームとなりました。このことが内需拡大に対する火つけ役になつたというふうに考えておる次第であります。しかしながら、その後だんだんと住宅建設需要というものが下がつてしまひまして、六十三年度の地価の高騰の影響を受けたといいますか、低迷を続けておるわけであります。百六十戸時代に入ったと思うのであります。そういう現状といふもの踏まえて、最近の住宅着工の戸数等の推移についてどんなふうにお考えになつておられるのか伺いたいと思いま

す。

○政府委員(伊藤茂史君) 先生今御指摘のとお

り、六十二年度は百七十二万戸、六十三年度は百六十戸台というようなことでございまして、戸数的には低落傾向にござります。

○政府委員(伊藤茂史君) 私ども、この史上空前と先生おっしゃいました

百七十二万戸、その前の年が百四十万戸でございますが、この戸数についての評価でござりますけ

れども、第五期の住宅建設五カ年計画では、六十

一年度から六十五年度までの住宅の需要といふもの

を六百七十万戸と見込んでおりますので、年間ベースに直しますと三百三十万戸台の後半ぐらいにならうかと思います。その場合、いわゆる持ち家系でございますが、持ち家と分譲住宅の合計でござりますけれども、これは年八十万戸台。それから貸し家系、これは賃貸住宅と給与住宅でございま

りますが、これが五十万戸台というふうに需要推計をいたしてございます。

この今申し上げました六十二年度、六十三年度の戸数は、これと比較しますと貸し家系が必要する

にこの需要を非常に大きく上回っております。六

十一年度が七十万戸、六十二年度が九十万戸、六

十三年度は八十万戸台ということになるかと思

われます。したがいまして、三年度で大方もう五年計画に近い、五カ年の需要合計に近い数字に近寄ってございます。したがって、戸数的には完

全に供給オーバーという形になつておりますので、今後はこの賃貸住宅を中心とした調整段階と申しましょうか、低落傾向が続くと思われます。ただ、持ち家分譲系は、この間を通じましてほぼ八十万戸台前後の供給建設戸数になつております。

昭和六十二年度の住宅着工の戸数は何と百七十

二万戸にも達したのであります。空き地の住宅建

設ブームとなりました。このことが内需拡大に対

する火つけ役になつたというふうに考えておる次

第であります。しかしながら、その後だんだんと

住宅建設需要といふものが下がつてしまひまし

て、六十三年度の地価の高騰の影響を受けたとい

いますか、低迷を続けておるわけであります。百

六十戸時代に入ったと思うのであります。そ

ういう現状といふもの踏まえて、最近の住宅着

工の戸数等の推移についてどんなふうにお考えになつておられるのか伺いたいと思いま

す。

○青木薪次君 どうもありがとうございます。やはり勘案しまして百五十万戸台になるのかな、こ

ういうふうに考えております。

現状を低迷かという御質問でございますが、そ

ういうことで、需要から考えましたまだ相

当高い水準だというふうに言えると思います。た

だ、経済に波及する効果から考えますと、やはり

対前年度戸数が低落をし、賃貸住宅の場合には一

戸当たりの規模が小さございますので、投資額

としてはその低落の度合いはそう大きめうござい

ませんけれども、ある程度これがきてくるとい

うことになりますと、今まで経済のリード役を果

たしていたものから下支え的な機能に落ちてくる

ということは十分考えられると思っております。

○青木薪次君 今も局長のお話にありましたよう

に、百七十二万戸が昭和六十二年、それから六

三年が百六十万、それから百五十万台といふよ

うことです。これは、確かに景気に対する下支えの役割を果たしている、

こういうお話をあるわけであります。平成元年の住宅着

工戸数が百五十万台台になる、このことは依然と

して景気に対する下支えの役割を果たしている、

こういうお話をあるわけであります。平成元年の住宅着

ホームの夢は完全に遠ざかったと言う人さえも実はあるわけですが、問題は建設省として消費税導入による住宅着工戸数への影響をどの程度考えておいでになるか、その点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(伊藤茂史君) 最近の住宅価格の高騰は先生御指摘のとおりでございます。今先生十倍と言われましたのは、民間の調査によります実際の供給した住宅価格とそれから全国の労働者の収入の平均をとつたものでございます。これを首都圏全域について見ますと、四十八八百万円という住宅価格になりまして、京浜地区の平均的サラリー

マンの年収に対しましては六・九倍ということになります。いずれにしましても非常に取得しにくい住宅価格の高さになつておるわけでございまして、京浜地区の平均的サラリー

マンの年収に対しましては六・九倍といふことになります。これに平成元年度から消費税が課せられるわけございますが、マンションの購入について考

えますれば、分譲価格中の建物分につきまして、建物の価格について消費税が三%上乗せされるということに相なります。

私も、消費税という制度をつくるという過程におきまして、この住宅取得に対する影響といふものを大変危惧いたしました。その際に、財政

当局といろんな相談をしたわけでございますが、とりました措置というのは、この消費税の施行に合わせまして、一つは住宅取得に対して課せられております不動産取得税の課税標準の特例というものを拡大いたしまして、現行の四百五十万円から一千円に引き上げていただくことを実現いたしました。この考え方には、住宅取得という流通過程をとらえて、片側で消費税がかかり、片面で不動産取得税がかかるという点は実質的な重複になるんじやないか、こういうことで、政策的見地から不動産取得税の方は実質からならない形にしていただきたいということで実現したものでございます。

それからもう一点は、今回の登録免許税は、土地の移転につきましては消費税はかかりませんし、それに加えて、今回の措置で登録免許税の課

税標準を、固定資産税評価額の一・五倍という特例があつたわけでございますけれども、これを廃止したということで、消費税導入と時期を合わせて二つの措置をいたしてございます。したがいまして、建設工事の最終段階あるいは販売の最終段階の消費税の課税分にはば相当するようなものがほぼこの減税によって埋められるという形に実質的になつておろうかと思われます。

今後の見通しということでございますけれども、この消費税というものは将来にわたって三%ずつとかかっていくことではございますので、中長期的に言いますれば、住宅取得に対して、所得税減税もこれあり、非常に影響というものは少なかろうと思つております。ただ、消費税のかかっている段階からかかる段階に移行する今の時点でござりますけれども、若干建設需要に前倒しきでございますが、マンションの購入について考

えますれば、分譲価格中の建物分につきまして、建物の価格について消費税が三%上乗せされるというようなことは影響が出てくるのではないかと

思いますが、中長期的には平準化をしていくといふように考えております。

○青木薪次君 今のお話によりますと、消費税の非課税になる、それから不動産取得税の控除額が拡大された、こういうことについては非常によかつたと思います。問題は、したがつて丸々消費税の三%が上乗せにならないけれども、住宅が高価な商品であるだけに負担額は大きいのでありますて、今後住宅取得の負担軽減のためにも、今度は消費税導入による負担増加額に見合った住宅減税の増加を要求していくべきであつたんじゃないだろうかというふうに考えているわけであります。

○政府委員(伊藤茂史君) 住宅取得減税につきましては、ここ三年間にわたりまして非常に大幅な拡大が行われております。その一つの要因は、や

はり内需拡大の柱として住宅対策を進めたいといふことにあつたかと思いますが、最後の住宅取得促進税制の改革、つまり公庫の資金分まで民間資金と同じようになつたとあります。したがいまして、建設工事の最終段階あるいは販売の最終段階の消費税の課税分にはば相当するようなものがほぼこの減税によって埋められるという形に実質的になつておろうかと思われます。

今後の見通しということでござりますけれども、この消費税というものは将来にわたって三%ずつとかかっていくことではございますので、中長期的に言いますれば、住宅取得に対して、所得税減税もこれあり、非常に影響というものは少なかろうと思つております。ただ、消費税のかかっている段階からかかる段階に移行する今の時点でござりますけれども、若干建設需要に前倒しきでございますが、マンションの購入について考

えますれば、分譲価格中の建物分につきまして、建物の価格について消費税が三%上乗せされるというようなことは影響が出てくるのではないかと

思いますが、中長期的には平準化をしていくといふように考えております。

○青木薪次君 平成元年度の国の住宅関係予算是、公的住宅の建設戸数も前年度並みに抑えられおりまして増加していないのであります。また、住宅減税や公庫融資についても特に目新しいものがないで、国として本格的に住宅問題の解決に取り組んでいるのか疑問に思う点があるのです。

大臣にお伺いいたしたいと思うのであります

が、大臣は横浜の出身であつて、いわば首都圈出身の大臣であります。住宅対策に対する関心も強いと聞いております。したがつて、大都市の住宅問題解決のために積極的に取り組んでいたくともうな意味において、大臣の御所見をひとつ伺つておきたいと思います。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 東京等の大都市における住宅問題を解決するということは住宅政策の中でも一番重大な問題であることは言うまでもございません。このために、住宅金融公庫の融資の充実あるいは住宅賃貸住宅の供給の促進を図るほ

ども、私は特に建設省の皆さんに、まず土地とい

うものをいかにして供給するか、そのためには、大都市の中にもまだ利用されていないような土地があるではないか、これらの土地をどういうふうに活用するかということがあります第一である。

と同時に、大都市の中には昭和三十年前後における中高層の建物があるけれども、非常にもう古くなつて、いわば老朽したビルやアパートがたくさんあるではないか。これら、難しい問題はあるけれども、建てかえということをひとつ知恵を出して進めていく、それらが大都市の中に今よりましたけれども、導入その他、いろんな住宅についた経緯は、やはり売上税、当時は売上税でございましたけれども、導入その他、いろいろな住宅についての税負担がふえることこれありというございました。

したがいまして、まだ住宅取得促進税制の期限切れでない時点でもあったこともございまして、平成元年度につきましては住宅促進税制の拡充はございませんでした。ただ、今後平成二年度に向かっては、これは期限が切れる話になるわけでございまして、改めて住宅促進税制のあり方につきまして検討を加えたいたいというふうに考えております。

○青木薪次君 平成元年度の国の住宅関係予算は、公的住宅の建設戸数も前年度並みに抑えられておりまして増加していないのであります。また、住宅減税や公庫融資についても特に目新しいものがないで、国として本格的に住宅問題の解決に取り組んでいるのか疑問に思う点があるのです。

大臣にお伺いいたしたいと思うのであります

が、大臣は横浜の出身であつて、いわば首都圈出身の大臣であります。住宅対策に対する関心も強いと聞いております。したがつて、大都市の住宅問題解決のために積極的に取り組んでいたくともうな意味において、大臣の御所見をひとつ伺つておきたいと思います。

○青木薪次君 平成元年度は、六十一年度からスタートした第五期住宅建設五ヵ年計画の四年度目に当たるわけであります。その進捗状況は一体どうなつておるだろうかという点が非常に関心の高い点であります。したがつて、公営と公庫とそして公団別に説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤茂史君) 現行の第五期住宅建設五ヵ年計画は、五ヵ年間で調整戸数を含めまして公的資金住宅三百三十万戸という計画になつております。六十一年度、六十二年度はほぼ実績が出ておりますが、六十三年度とそれから平成元年度

予算でお願いしてございます計画戸数を加えますと、四ヵ年分の合計戸数を申し上げますと、この三百三十万戸に対しまして二百五十八万九千と相な

ります。したがいまして全体の数字は、進捗率七八・四%とほぼ順調な数字になつてございま
す。

ようになればそれはもちろんやることはやむを得ないが、かではございませんが、まずは五ヵ年計画に課せられたノルマを達成したいということで努力をいたしておりますところをございます。

予算的に申し上げますと、公営住宅につきましても公団住宅につきましても、五ヵ年で達成すべき全計画戸数を五で割つて年ベースに直しまして、ほぼその達成できる戸数を毎年計上いたして

す。私は、これは建設大臣が大いに閣議で頑張つたからだらうということです。國公有地等の住宅用地への払い下げについてひとつ努力してもらいたいですし、そういう意味で供給体制というものを強化していくいくという点について今後どのような対策をお立てになっておられるか、その考え方を聞いておきたい。

る再開発の土地が出てまいりますので、そういう努力を今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

それから国有地につきましては、例えば研究機関の跡地をまとめて利用するというようなことが起きますれば、これは当然にその土地を住宅として使い得るかどうかというようなことを私ども検討させていただいて、必要とあらば跡地利用に

○青木薪次君 今の説明で公庫住宅が進捗率が平成元年度で八七%、計画を上回っているというお六%。こういう進捗になつてござります。

おるわけでござりますけれども、何分用地取得難
その他がございまして、その予算で組みました。
計画しました戸数を達成できないでいるというの
が現状でございます。

跡地、国公有地の活用というのは、私ども公園業を行っていく際に非常に重要なポイントだと前々から考えております。特にJRの跡地につきましては利用の持つて行き方というのが、システムが決まってございます。

ついて申し込みいたしたいというふうに思つてお
りますが、通常の場合にはなかなかまとめて出
るということはございません。したがいまして、
そういういろんな諸機関の移転とかそういう機会
をとらえて努力をしてみたいと考えております。

話であります。公営、公団住宅はいずれも計画を下回っている。特に大都市地域における労働者の住宅を供給する公団住宅の建設が伸び悩んでいることは問題だと思います。

今申し上げたような東京圏の民間マンションの

年、六十一年、六十二年と次第に建設戸数の実績は上がりまして二万戸台に達し、さらによえております。六十三年度の実績見込みも、六十二年度よりもさらにふえまして二万一千戸ぐらいになるのではないかというふうに思いますので、

と申しますのは、地方公共団体とJR側がいろいろ話ををして、そのそれぞれのJR跡地の土地用計画といふものを決めていく、こういうのが基本になってございます。汐留とかそういう大きいところは国土庁とか建設省とかいろいろ関係の省

○青木薪次君 大体今の実情からいってよくわかるわけであります。私も実はJ.R.の遊休地と言われるようないろんなところを重点的に調べてみました。あちらこちらにあるんですね。宿舎の跡とか研究機関の跡とか、あるいはまた寮とか、い

価格が労働者の平均年収の、私の計算では十倍標準からいいうならば六・八倍ですか、今説明がありますが。今日大都市の労働者に対する公団の賃貸住宅の大額な供給増加が必要ではないかと思うのであります。住宅対策の重点を公

それなりの努力を一生懸命公団もやっていただきたい
ているというふうに考えております。

庄が入りまして、関係の公共団体が入りまして土地利用の基本的な方針を決めるというようなことで協議会方式が整っておりますが、それ以外の土地につきましては基本的には公共団体とJRの話し合いで、しかも土地利用についての審議会を経

いろいろそういう跡地があるわけでありまして、これを公団住宅に活用したらいいなと思うところがたくさんございます。そういうところは別に売買価格、市場価格でもってその土地を払い下げなきやならぬということはないわけでありますから、

団の售賣住宅の建設は躊躇へきてはしないかと思う
のであります。が、この点いかがですか。

が第一、これは達成されるという前提に立って、さらに公団住宅の問題が一番関心の高い点でありますから、問題は供給の体制をどうするかということが必要だと思うのです。

でということはなくてござります。したがいまして、公団の事業として活用しようと思う場合には、公団としましてはJRの方にいろいろお話を持っていくと同時に、公共団体をそこを住宅用地として活用してもらうということをまず思っていなごくことが非常に大事でございます。

そういう意味ではこの辺は非常に魅力となる点である。しかも国有地の関係等においては、病院が廃止統合されたとかあるいはまた研究機関が統合されたとか、いろんなところがあるわけあります。旧軍隊の跡地もあるわけです。そういうところをまとめてなるべく低廉にして良質な

際になかなか持てないという状況になつてゐるところは御指摘のとおりでござります。したがいまして、一方で公団、公社の分譲住宅の供給を進めますと同時に、やはり賃貸住宅というものに対する需要といふものが今まで以上に大きくなつていい

字を解消させるためになるべく高く売りたい。しかし高く売るためには、かえって土地を今度は高騰させる、こういうようなために東京都との間なんかにおきましてもいろいろ問題を起こしているわけでありますが、今は凍結状態になつております。

そういうことで、具体に住宅供給に適したJRの跡地につきましては、公団の方で積極的に公団団体の方に話を持つべきまして、そして公団団体の住宅供給としてそこを使っていただくような考え方へ変えていただき、そして最終的に土地を考慮していただきたい。

住宅を提供するということが必要であるわけあります。

るだろうということも十分認識をいたしておりました。したがいまして、私どもは、現行の五ヵ年計画で定められました公団住宅、公営住宅、そういった賃貸住宅の計画戸数をまず達成するといふことが一番肝心であって、それ以上の仕事ができる

しかしながら、やはり地方公共団体とかあるいは公的団体等に対して隨意でもってなるべく安い用地を取得してもらうということは必要なことありますから、旧国鉄用地の公団への払い下げや国公有地の活用が急務となつて いるわけでありま

利用の審議会でそういう方向に持つていていたんだくというようなことを一生懸命精力的にやったございます。平成元年度の予算の中にも数ヵ所をこういう新しいJR跡地を活用しました再開発広い意味の再開発でございますが、公団住宅を建てて

宅建設五ヵ年計画では最低居住水準四人世帯で五
十平米、余り広くはないわけであります。これより
以下のお住宅を解消することを目標にしていたけ
ども、現在なお最低居住水準
以下の住宅が相当数残っていると言われてゐるの

でござります。この点についてはどの程度残つてゐるだらうか、また五期五ヵ年計画中に最低居住水準以下の住宅を解消することができるかどうか、こういう点についてお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤茂史君) 御指摘のとおり、現行の五ヵ年計画では最低居住水準未満ができるだけ早く解消しようということになつております。この最低居住水準の統計でござりますが、五十一

八年に行われました住宅統計調査が今現在一番詳しい数字でございます。全国で三百九十五万世帯、全世帯数の一・四%残存ということになつております。この最低居住水準未満の住宅に住んではならないと禁止的な制度にはもちろんなつていいわけでござりますので、これが全くゼロになります。このことはとても考え方られないわけでございますが、今後の見通しとしてどういう状況かといふお尋ねでございます。

私どもは府原別、地域別等のいろいろな統計を見てみると、住宅居住水準の状況が非常によろしい中國地方でありますとか北陸地方でありますとか、そういうところでも一けた台の下の方が一番低いところでござります。だからそれ以上に低く

したがって、今現在大都市圏の方は十数%の率になつておりますから、これをなるべく早い時期に一けたにするというようなことがまずは実現できればというようなことが考えられます。この次の

統計は六十三年の十月一日現在の調査ということ
で、もう既に調査が行われておりますので、今現在
集計中でございます。いずれその現状を見た上で
改めて最低居住水準についての考え方をまとめて

○青木薪次君 住宅宅地審議会では小委員会を設置いたしまして、地価が高騰した大都市地域での住宅供給策について検討していく予定であると聞いています。大都市地域で世帯向け賃貸住宅を適正な家賃でどのような方策で供給していくのか。具体策を示しながら検討されること

とを希望いたしたいわけであります、工場跡地の活用とか、あるいはまた容積率の割増制度の活用とか、この点については地方の都市計画審議会なんかについても、規制緩和等といいますか、指導いたしてもらいたいと思うのであります。密集地

帯、市街地の再開発の促進をとか、社宅制度の創設などいろいろ報じられているわけであります
が、大都市の供給は今申し上げたように緊急課題になつてゐるわけでありまして、できるだけ早

○政府委員(伊藤茂史君) 先生のお話のように、この辺についてはいかがござりますか。

第六期の住宅建設五カ年計画の策定に向けまして住宅地審議会の方に政策の基本的な柱の見直しをお願いしてございます。諮問の中身は、「経済社会の発展に対応したゆとりある住生活を実現するための住宅・宅地政策はいかにあるべきか」ということでござります。この諮問を昨年九月にい

五ヵ年計画の前に答申をいただいておるわけでございますが、したがいまして、通常のベースでございますと来年の夏ごろに最終の答申をいただくことになりますかと思ひます。

今お話しの大都市の住宅対策は緊急を要するではないかという点でございますが、先ほど大臣答弁にもございましたように、大臣の御指示ございまして、私ども大都市の住宅対策、できるだけ早い時期に市街地住宅の供給促進策を見出したいと

いうふうに考えております。したがいまして、この住宅地審議会の審議の中でもそれは大きな柱として検討いたしたいということござります。できれば、来年の八月末ごろと、どうよくなこ

○青木賛次君 総理府の住宅統計調査の結果はいいては中間的な考え方でも示していただければといふうに考えておりまして、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

○政府委員(伊藤茂史君) ことしの春に速報値が
出るということで聞いております。
かというふうに考えておるわけですが、速
報値を早く出してもらいたいということについて
いかがですか。

○青木新次君　かねてから我が党が要求している
住宅基本法、これは国の責務、住宅の最低基準、
資金の国からの援助対策というようなことを基本
につくっているわけですが、この制定につ

いては、毎国会建設省の提出予定法案にリストアップされてきたけれども、最近では提出予定法案の中にも上がっていない。これはまさに遺憾なことであるというように考えていいわけでありますが、建設省としては住宅基本法の制定について完全にあきらめたのかどうなのか、平成三年度から発足する第六期五カ年計画に合わせて制定する気持ちはあるかないか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(伊藤茂史君) 住客基本法、毎国会各先生方からいろんな御意見をいただいておりま
す。私どもそのたびにお答えしていきますことは、
住宅政策の目標でありますとか、国、地方公共團
体の責務の中身でありますとか、住居費負担の取

り扱いでありますとか、居住水準のあり方でござりますとか、住宅基本法の根幹となるはずのいろんな項目がございますが、こういう項目について、いまだ各政党間あるいは国民の間で、これならば皆さんは納得して進むようではなあいかと、いうよ

うなコンセンサスがいまだ形成されていないのではないかというやうに考えます。したがいまして、社会党、公明党その他の政党、いろいろと住宅基本法関連の提案もございますので、そういう

スを得た暁には私どもそれをまとめて提案させていただくというようなことではいかがかと考えております。

とりあえずは、四十年、四十一年から始まつております五ヵ年計画の根拠法でございます住宅建設計画法というのがござりますので、これに基づ

く五ヵ年計画を策定し、その策定をする前に住宅地審議会でいろいろ御議論いただくというふうなことで住宅対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

方針を貫こうなんて決してけちな考え方には持つておりません。今度の土地基本法のように、この高騰する土地の値段を何とかして抑えて下げていくと、いうことのために土地基本法を野党でつくりまし

た。いろいろと相談もいたしてまいりました。大体コンセンサスができるのであります。が、こういうような立場に立って住宅基本法もつくっていくたいというように考へておるわけありますので、この問題については前回にひとつ検討をしていただきたいというふうに思ひます。それから公庫融資の利用状況と基準見直しについてお伺いいたしたいと思うのであります。首都圏での公庫の個人向け融資が大幅に落ち込んで

おります。特に大都市の東京都、神奈川県では前年度に比べまして三ないし五割下回っていると報じられているわけでありますが、最近の首都圏における融資申込受理件数はどのような状況になっているだろうか。最近の貸付申し込みの推移を報

告されたいと思うのであります。これらはいずれも高騰する土地の値上がりというものが原因だと思っておりますけれども、その点も説明していただきたいと思います。

闇、東京都と神奈川県だけを引いておりますので、ちょっとと首都闇といふのは当らないかとも思いますが、東京都と神奈川県だけを取り上げますと、六十年度、六十一年度は、一般住宅、マン

四万戸ベースでございましたものが、六十三年度は二万戸ベースに落ちるというようなことに相なうとしております。

な、土地を持つ人たちに貸し付けられます一般住宅につきましては「一万戸台で、落ちております」。したがいまして、その落ち込みました最大の原因は、やはりマンションと建て売り住宅、つまり、土地と建物とを一緒に購入する、取得すると、いうケースにつきまして、御案内のとおり住宅価格が非常に上がったというようなことが最大の原因で落ちたのではないかと思つております。

○青木勝次君 全般的に住宅建設が好調であった中で、公庫融資の利用状況が低迷しているということは、公庫の融資基準にも問題があるのではないのかと思うんです。思い切った見直しが必要だと思います。公庫融資については、住宅建設費と貸付限度額との間の差が開き過ぎている。土地代を含め貸付限度額の大幅引き上げを行うべきであると思うのであるけれども、どんなものだらうかと思います。

りますが、この点いかがですか。
○政府委員(伊藤茂史君) 每回国会同じ問題の御指摘ござります。私どもは、今申し上げますと、六十二年度から六十三年度に具体的に建築費がどういうふうに上がったか、土地費がどういうふうに上がったかというようなことの実績を押さえながら、申し上げました標準建設費でありますとか土地費の単価のは是正を毎年大蔵省にお願いし、フォローをしてきてございます。例えば平成元年度について申し上げますと、建築費につきましては一律三十万円、それから団地住宅とか中古住宅とかの購入資金につきましては八十万円の引き上げをいたしてございます。これはほぼ現状の取得能力を、現状では瞬間的には維持をするという形で手を、当てをいたしております。

それから、今回の法律改正でお願いしてございま
す特別割増賃貸制度の延長、これによりまして
東京都の場合にはマンションの購入につきまして
は二千二百四十万円まで公庫融資が可能となつて
おります。したがいまして、この借り入れ可能な
限度としては、ほぼ公庫融資で普通の労働者の場
合にはもう日いつぱい公庫融資が活用できるとい
う状況に既になつてきております。したがつて、

これをさらに拡大することは、まず借入金

で、これから伸びるであろうというふうに予測を

○青木薪次君 公庫が地主に貸せる、しかし、そ

の能力からして天井があるのではないかといふうにも考えますので、借入枠としては相当なところまでいっていると思います。しかし、先生御指摘のとおり、住宅価格の上昇を勘案した場合にはなかなかこれでは十分とは言えません。したがいまして、住宅の価格の安定、所得の上昇等を待ち

○青木新次君 お話しの一〇分では決して熱度が高いという方ではないと思うのであります。世帯向けの賃貸住宅の供給増に少しでもプラスになるのであれば結構なことであると思つております。

の中に業者が入って、業者は入居者に貸せる、こういうことになるわけでありますか、間に一括借り上げ事業者が介在することによって末端の家賃が上がることになるのではないか。この業者の中に悪徳なのがおつて家賃を上げるということになると心配がないだらうかということを危惧いたしま

○青木賛次君 首都圏における標準建築費とか土地購入単価について実情に合ったものに改めるべきである。これはもう私が言うまでもないと思うのであります。この点を特にひとつ留意してもらいたいと思います。

それから、一括借り上げ方式の導入が改正案のふうに考えております。

○政府委員(伊藤茂史君) 御指摘のとおり、公庫融資の導入でどの程度の供給増加が見込まれるだらうか、この点についてはいかがですか。

公庫が融資するに当たって一体どのような条件をこの地主に課していくことになるだろうか。また、この一括借り上げ事業者が介在することによって、公庫が融資している家主と、一括事業者から転貸を受ける借り主との関係が不安定にならることはないだろうか。さつき言つた家賃との関係もあります。貸付条件、管理上の問題、いろいろあるわけですが、地主は貸付対象であ

問題点となつておりますけれども、最近、賃貸住宅経営者の中には、賃貸住宅を借り上げ業者に一括して賃貸する方が民間で普及してきている。地主が入居者までどんどん当たつてやるというのではなくなかなか大変だ、管理も大変だという点についてよくわかるわけであります。が、入居希望者がどこにいるだろうかというようなこともなかなか大変なことだと思います。そこで入居者の募集とか、管理の難しい世帯向けの賃貸住宅での普及率が高いと言われました。そうした状況を踏まえ、

では公庫融資の対象になつていなかつたわけでござりますので、今回公庫融資の対象にすることになりました、それでは公庫の言うとおりに広い住宅を建ててみようか、こういうふうになつてくると思うわけでございます。

したがつて、現在の民間資金の賃貸住宅の中からこの一括借り上げ方式と公庫融資のタイアップによりましてどのくらいの転換があるだろうかということをいろいろとマクロ的な計算をしてみたわけですが、平年度におきまして二、三

○政府委員(伊藤茂史君) 今現在、公庫融資を受けるこの入居者との関係は全くなくなる。その中に入居者が介在する。これは専門家だ。良心的な人だったらこれは非常にやろしいが、逆に悪徳不動産業者のような人だつたら大変な問題が起きる。この辺は非常に難しい点でありますけれども、この点をどういうように考えておりますか。

で、今回賃貸住宅の建設資金の償付制度に「括借り上げ方式」が導入されたと考えられるわけでありますが、一括借り上げ方式による賃貸住宅の普及状況、これは一体どれくらいを見通しているだろうかということをお伺いいたしたい。

千戸ぐらいは並面出るんじゃないかな。こういうふうに思います。したがって、小さな賃貸住宅を建てていた民間市場から公庫融資の方に二、三千戸移ってくる、こういうふうに考えますと、その賃向上に対する影響というのは大きいのではない

改正の中に入つてござりますが、そういう限度額の範囲内で家賃を設定しなさい、あるいは、敷金は取つてもよろしくございますが、礼金とかそういうふういった家賃まがいの他の負担はしてはなりません。

○政府委員(伊藤茂史君) 現状での普及の状況でございますが、私どもの調査によりますと、一括借り上げは、これはサンプル調査でございますけれども、一割、一〇%程度となつております。一方、不動産業者に業者委託というものは八四%というような比率になつておりますので、それに比べればまだまだ低うございますが、先生おっしゃいましたよないろいろなメリットがございますの

かと思します。
今後は、この公庫融資と一括借り上げのタイプ
ップでございますので、これをメリットとして地
主さんに対してもいろいろと賃貸住宅の建設を勧め
ることが行われるようになりますようと思います
ので、これからはこの「〇%」という数字ではなく
てどんどんとふえていくというふうに考えており
ます。

は、今、公庫法の中で賃貸住宅を建てます地主さんは、こういったいろんな規制がございます。これに反して規制がかかるおりまして、それに伴うまして入居者が保護されるということになっております。

したが、その業者でございますが、この間の契約

の中での一括借り上げ者がこれらの内容を遵守していきます、そして入居者にちゃんと貸し付けますということを公庫法の三十五条に基づきます省令で規定することを予定しております。

今度は、この賃貸住宅の所有者と一括借り上げ者の間に、これは期間が当然ついてございましょうし、あるいは一括借り上げ者がいろいろと契約違反をしたときに契約を解除するというような問題がございましょうが、そういうことで終了した場合にはこの賃貸住宅所有者と入居者の双方の地位が、特に入居者の地位が保全されるよう賃貸住宅所有者と入居者との直接の関係に戻る、こういうことで入居者を保護したいということで、これもそういう制度に特約を締結させるということでお万全を図ってまいりたいと思っております。

それから、このような規定に違反した場合に今賃貸住宅所有者に対しまして何ができるかというところでございますが、公庫法あるいは公庫との金銭消費貸借契約の中で違反した場合には、今現在繰り上げ償還あるいは罰則といふような規定がござりますので、こういうものがバックにありますので、違反した場合にはそういう繰り上げ償還や罰則が行われますよということで、それに至らない間に指導をして入居者の保護が図られるよう努めをしたいというふうに考えております。

それからストックの維持管理、これも非常に重要な要でございます。特に修繕費の負担をどういうふうにするのかというあたりは一番キーポイントであらうかと思いますが、賃貸住宅の所有者と一括借り上げ者の間の修繕等に関する責任の所在を契約書で守備範囲をはつきりしておくということでございます。

それから賃貸住宅所有者と一括借り上げ者の間の責任の分担につきましても、モデル契約書なんかの中できちつとその守備範囲を決めて指導したいということで考えております。それから業者がよければ非常にいい制度だとい

うふうに御指摘でございましたが、どういう業者

が一括借り上げ者として入っておればこの融資を認めるかというようなことでございます。そこ

で、一括借り上げ者は十分な資力、信用を有することを省令で根拠を置きまして、具体的には具

な経験、能力を有してなきやならないというよう

なことを省令で根拠を置きまして、具体的には具

とで信頼に足るものを選定してまいりたいとい

うことで考えております。

○青木薪次君 家賃限度額に関する規定の制度について質問いたしたいと思ひます。が、全

国に約十三万戸あると言われている地方住宅供給公社の賃貸住宅の家賃限度額は建設大臣が定める

ことになつてゐるわけでありますが、今回の改正で、土地の取得造成費の償却額を基礎にして算出

する方法から、土地の再評価額をもとにいたしま

して決まる地代相当額を基礎にして算定するとい

うこの方法が採用されるということになつたわけ

であります。が、このような地代相当額を基礎に算

出する方法に定めた理由について、時間がありま

せんから簡単にちょっと説明してください。

○政府委員(伊藤茂史君) 公社住宅に限つて具体的な説明を申し上げた方がわかりやすいと思いま

すが、公社は、東京都の住宅公社を初めとしまして昭和二十年代後半から公社の具体的な賃貸住宅の建設が始まっておりました。したがいまして、例えば二十五年としますと四十年近い年月がたつておるわけでございます。したがつてその間に住宅のサービスの対価としてどういうふうにしてはいるわけであります。地価の上昇率と家賃限度額、引き上げ額との関係についてどのようになっていますか。

○青木薪次君 そうしますと、高騰する地価がそのまま家賃限度額に反映されることになるという心配をいたしましたが、地価の上昇率と家賃限度額、引き上げ額との関係についてどのようになっていますか。

○政府委員(伊藤茂史君) あくまでもその賃貸住宅のサービスの対価としてどういうふうにしてはいるのかと、現在の公共賃貸住宅の家賃体系は、その立地をしております土地の価格、これは固定資産税評価額を公営住宅の場合も公団住

宅のサービスの対価としてどういうふうにしてはいるのかと、現在の公共賃貸住宅の家賃

限度額、引き上げ額との関係についてどのようになっていますか。

○政府委員(伊藤茂史君) あくまでもその賃貸住

宅のサービスの対価としてどういうふうにしてはいるのかと、現在の公共賃貸住宅の家賃

限度額、引き上げ額との関係についてどのようになっていますか。

○青木薪次君 対象となる公社住宅の家賃は建設大臣の定める家賃限度額の範囲内で決定されるこ

とになるから、家賃限度額の引き上げ額がそのまま家賃の引き上げ額とならないが、それでも相当

にどの程度の家賃値上がりになると予測している

ところになります。が、家賃限度額の引き上げ額がそのまま家賃の値上がりになります。建设省は具体的にどの点について家賃の値上がりを抑制していくべき

ところになります。が、家賃限度額が現行の制度のもとでございまして、それをよりましては居住者に過大な負担を課すことになるので、そ

の点について家賃の値上がりを抑制していくべき

一万二千九十三円でございまして、平均的には五〇%ほど上がりります。一般的に家賃の値上がり率として五〇%というは、今の消費者物価の上昇、所得の上昇あるいは家賃の上昇から見まして相当高い数字であろうかと思ひます。

私どもは、先ほども申しましたけれども、公社賃貸住宅が中堅所得者層を対象としますという政策目的にかんがみまして、過重な負担にならないようには家賃の決定を行つてほしいと思ひますので、大幅な引き上げになることがないよう激変緩和に配慮した家賃改定を行つてほしい、こういうことでございます。

その場合に、既に公社の場合にも五十七年の正以降二回引き上げたところもあるございますし、一回しか引き上げていないところもあるわけございますが、既に公社の方も過去に数度家賃引き上げを行つたところが多うございます。そういう経験、あるいは公営や公園も家賃改定の実績がござります。したがつて、公共賃貸住宅の場合には何年ぐらい間を置いて、どういう状況であればどのくらい引き上げられるというような実績が積み上がりつておられます。そういうことで、そういう公共賃貸住宅全体の引き上げの実績を踏まえて、大幅な引き上げにならないよう、公営を指導していきたいと思っております。

○青木賛次君 衆議院の建設委員会の附帯決議を見ました。「家賃の急激な値上がりにならないよう配慮するとともに、」という要望をいたしております。具体的にどのような家賃変動の激変緩和措置を講ずるのか。そのことの説明と、同じく衆議院建設委員会の附帯決議の中でも、今回の改正に伴う家賃値上げによる「増収分については極力修繕等の促進に使用するよう指導すること。」も要望いたしておりますが、私はここに重点を置くべきであるというように考えておりますけれども、どの程度修繕引当金に充てることになるのか。どのような方法で、地方の公社を指導するというけれども、指導することになるのか。時間がありますせんから簡潔に結論だけ御答弁ください。

○政府委員(伊藤茂史君) 私どもは、この法案改正ができますれば、五十七年の例によりますが、局長の運用通達というものを公庫あるいは公社、知事に対しまして行いまして、具体的な家賃決定に際してその通達に従ってほしいということでお願いをしたいと思っております。その場合に、先ほど言いましたように、激変緩和措置といいますか、そういうものが一点ございます。それを配慮した家賃改定をしなさいというのが一点と、それから衆議院の附帯決議にございましたが、家賃の収入は極力維持修繕費に充てる、こういうことでございます。したがいまして、この点も五十七年の時点でも同じような通達をいたしてございますが、今回も同様にいたしたいというふうに考えております。

公団住宅の場合には、七割を維持修繕に使って、三割を新規の抑制に使っているのが現状でございますが、公社の場合には、今現在の家賃水準から考えましてまだそのままの新規の抑制に使うというような段階にはないのではないかと思います。したがいまして、収入は極力維持修繕の費用として使い、あるいは団地の居住環境の整備に使用する、そういうものに充ててほしい、こういうことで通達をいたしたいと考えております。

○青木薪次君 家賃限度額の改正は四月から実施されることになるわけですが、地方の公社が具体的に家賃の値上げを実施するのはいつごろになると見込んでおいでになるのかという点についてはいかがですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 具体のその家賃の改定の実施時期でございますが、これは、今後公庫法の体系とか公社法の体系が定めるところによりまして、各公社が地域の住宅事情、施策対象層の家賃負担能力等を勘案しながら、過去の家賃をいつ上げてきたか、それから今回の消費税に対する対応の問題がござりますので、そういうものを各公社がそれぞれ判断をして、定期的な家賃の見直しの一環として家賃の見直しを行っていくのではなかいか。そして必要とあらば家賃の変更が行われる

○青木薪次君 公社が具体的に家賃値上げを実施するに当たっては、事前に居住者に十分な説明を行るべきだと思います。また協議の機関等を設置すべきだと考えます。居住者に対する説明や協議をどのようにするか、説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤茂史君) これも先ほど申しました通達で趣旨を徹底いたしたいと考えておりますが、建設省におきましては、家賃改定が居住者の理解を得ながら円滑に行われるよう従来から指導しております。

五十七年の改正以降、一度ないしは二度家賃の改定が行われてございますが、その際にも五十七年の法改正を受けて通達を出したわけでございますけれども、それぞれの公社におきまして、まずは説明会を行うということで、値上げを行う場合にはその趣旨を十分に周知徹底させる。同時に、家賃の算定方式あるいは決定に際しまして、居住者代表も含めた各界の代表者により構成されます家賃審議会を設置してやっているところもござりますし、それから、名称はいろいろございますが、調査会でありますとか協議会というようなこともございますが、いずれにしましても、居住者からの意見を公の場で聞くというようなことを最低限度としましていろんな措置が行われてござります。したがいまして、これはまた各公社で事情がございますので一律にどうこうしようとすることはなかなか申し上げられませんが、私どもは家賃値上げの趣旨が住民の皆様によく受け入れられるように、徹底するようにという趣旨から、こういうものを大いに活用しまして努めてほしいと言った皆さんの納得と了解といふことを前提に言つたところで公社を指導してまいりたいと考えております。

○青木薪次君 最後に、私は今度の限度額の変更で非常に公社住宅にお住まいの皆さん不安におのるについていらっしゃるんじやないかと思うのであります、そのことを十分に考えて、今局長が最後に言った皆さんの納得と了解といふことを前提に

するような努力といふものに十分配慮してこの問題に対応することを最後に要望いたしまして、私の発言を終わります。

○上田耕一郎君 住宅金融公庫法の一部改正の問題で、私、質問時間が十七分ですので、今青木委員も取り上げられました供給公社の家賃限度額の不当な引き上げ問題、これに絞って質問したいと思います。

八二年に推定再建築費導入、それを大幅に引き上げる公庫法改正が行われて、このときは公社自治協代表もここにお見えになつて二日間審議したんですね、参考人を呼んで。ところが今度は、特別割増制度の継続を口実にして日切れ法案扱いにして、こういう重大な改悪を入れ込んで、十分な審議もしないでやろうと。火事場泥棒的なやり方だ、非常に言語道断だと思うんです。このことをまず指摘しておきたい。

さらに、非常に私不当だと思いますのは、八一年の改悪のときに私取り上げたのは八一年八月の住宅審の答申がある。この住宅審答申にまことに誤った文章で、公社賃貸住宅の家賃がおかしい、だから改定が必要だということを書いてあるんですね。読んでみますと、まず公営、公団のこと書いておいて、「これに対し、公社賃貸住宅については、一般的な変更規定がなく、住宅の維持管理上必要あるときに、維持修繕費のみ物価スライドすることができることとなつていて(住宅金融公庫法施行規則第十一條)」となっています。私はこんなことはない。「のみ」と書いてあるけれども、といつてこの施行規則を取り出して、修繕費どころか、「のみ」どころじやなくて管理費も公租公課も保険料もちゃんと書いてある。これはスライドになるにじやないかというふうなことを質問しましたら、当時の豊蔵住宅局長も「この点につきましては、表現が厳密に言えば正確でないところがございます」と認めざるを得なかつたんですね。

この家賃改定の改定意見の前提そのものが間違っているんですよ。修繕費のみスライドになる、そんなことないんですよ。住宅局長でさえ認める

住宅審の答申 六十年六月ですね、これで公社認識の家賃改定の根拠にすべき前提そのものに誤ったことが書いてあった。そういう経過に一切触れてない。それでいきなりこういう家賃限度額の大軒な引き上げを提案してくる。僕は無責任きわまりないとと思うんです。はじめにやつてないですよ、住宅審は。それを建設省もそのまま受けて切れ法案に入れ込んで持ち出してくる。これで公社にお住まいの住民の方々、また家賃問題に非常な関心を持つておられる方々が、また家賃問題に非常に大きな問題です。それで民間活力導入政策でリクルートコスマス絡みという問題建設大臣の天野さんが中曾根首相の失政だとの建設委員会で何度も言つたんです。それで民間活力導入政策でリクルートコスマス絡みという問題建設大臣の天野さんが中曾根首相の失政だとこの非常に大変な問題です。その地価高騰の罰を中曾根前首相がとるんじゃなくて、公社住宅にお住まいの皆さんにかるせようということについては、今度は二重、三重に不当だと思うんですね。こういうことを論じていると時間が幾らあっても足りませんので、具体的な質問に入りますが、今局長は限度額上昇は平均五〇・四%だとわれた。ここに建設省からいただいた試算がありまつと、現行一萬九千七百五十四円が改正後四万七千八十円に限度額が上がる。二・三八倍になるんですよ。二・四倍です。平均五〇%見え今局長はちょっと高いんだということを認めましたよね。二

・四倍ということになると一体これどういうことになるか。非常に大変なことになるんです。これらは昭和二十五年度の六百六十五戸の平均ですから、個別の団地でいくと恐らくもっと高いものも生まれるだらうと思うんですね。

それで、いただいた試算を見ますと、今度の地代を入れておきますと、大体古いものは割に立地条件のいいところ、都心のところが多いもので、古ければ古いほど家賃限度額が高くなることになりますよ。昭和二十五年度は最高家賃限度額四万七千八十九円で、古ければ古いほど家賃限度額が絶七百十一円で、古ければ古いほど家賃限度額が絶対額で高くなつちやう。

局長、どうですか、こういうのは余りに不当な結果だということをお認めになりませんか。

○政府委員(伊藤茂史君) まず、平均値五〇%のお話でございますが、先ほど申しましたように、家賃の値上げの率として個々の住宅の家賃が五〇%も平均値で上がる、こういうことは家賃の値上げとしては余り考えられないことだということで申し上げましたのでございます。

そして限度額、これは天井でございますけれども、天井としては、今回公共賃貸住宅全体の家賃体系の最終的な手直しということにならうかと思いますが、公社を加えまして、公営、公団、公社というものが同じ考え方で家賃体系が組まれることになりますが、その際の限度額につきましては、昭和二十五年ぐらいに建てられましたものが、それからずっと土地代につきまして、土地代といいますか、土地の償却費というものを固定して家賃を計算しておりますので、それが四十年後の今現在の固定資産税評価額に直したとしても、それは二十数年間の社会経済情勢の変化を一挙に回復するような話になりますので、限度額そのものは相当上がるだらうということでございます。

御指摘のとおり平均で一三八%に相なります。しかし、それはあくまでも限度額でございますので、家賃の値上げというものはそのとおり上げるということではございませんで、その天井の範囲

内で、先ほど申しましたように、施策対象層の負担、あるいは個々の家賃の値上がり率として借家法に規定されておりますような相当なものであるかどうかというような判断、社会経済情勢の変化、そういったようないろいろな要因で各公社が決めますので、その一三八%、二・三八倍に一挙に上がるということにはこれはならないものと考えております。

○上田耕一郎君 じゃ、この二十五年のようなものは、大体最高何倍ぐらいまでに、激変緩和した結果このぐらい以下に抑えたいというふうなめどは、局長、どうお考えになつていますか。

○政府委員(伊藤茂史君) これも、激変緩和措置につきましては、五十七年の法改正のときには、その法改正後の第一回の家賃値上げの際に、とりあえず暫定的な限度額と申しましようか、そういうものを決めまして、それ以下であつてほしい、以下にしなさい、こういう通達を出しましたことは事実でございます。しかし、今回は、その後いろんな具体的の家賃の値上げが行われておりますが、これは完全に各公社が足並みをそろえて現行の家賃限度額目いっぱいのところまで全部上げちゃった、こういう状況ではございませんで、非常に足並みがばらばらでございます。一回しか上げていいないところもあるれば二回上げたところもありますし、上げ幅も一〇%ぐらいのところから三十数%のところまでいろいろあるわけでござります。

したがって、今回は、激変緩和措置を講じようということでいろいろ検討してみたのでございますが、五十七年のような形での激変緩和措置はとても難しい。つまり、屋根を上げますと、個々の公社にとってみれば、屋根までの高さが非常に幅が、変化があり過ぎる、こういうことになりましまつとり得ないだらう。そこで、激変緩和措置につきましては、過去の各公社の家賃値上げの実績でものですから、一律の暫定の限度額方式はちょっとございませんし、公団も家賃の値上げを三回やつてござります。それから公営も五十年以降各公社

団体で定期的な家賃値上げの実績がございます。そういうものを当然踏まえながら、各公社で激変緩和に配慮した家賃値上げをしてほしい、こういうことで通達を出しますれば、各公社の判断でそれぞれの過去の家賃値上げの実情を踏まえて、その通達に沿った家賃値上げが行われるのではないかということで、五十七年と同じような激変緩和措置は今回はちょっととり得ないということで判断をいたしております。

○上田耕一郎君 あのときの通達はここにありますけれども、「当該家賃限度額の四〇%に相当する額又は七千円のいずれか低い額を」と、これ以内にということだったんですね。非常に具体的だったんです。今なかなか条件が違うので難しいと言われたけれども、古い年度のものは最高限度額と実質の家賃とほとんど接近しているところが多いんですね。それが最高限度額が二倍半ぐらいいばっしと上がるなどいろいろなるかということです、やっぱり建設省としても、激変緩和策で、抽象的な言葉でわかりにくいものではなくて、ただ過去の各公社の実情を踏まえてとかいうんじやなくて、もうちょっと指導的なものを出していただきたい。

というは、ここに自治協がおつくりになつた中野の広町住宅に関する調査があるんですよ。どういう方々がどういう条件で住んでおられるか。この広町住宅というのは昭和三十年度に建てられたものなんです。

このアンケートを見ますと、ここは一人世帯が一番多いんです。それで、何と三三%、三分の一が第一分位、第二分位なんです、所得が。すると、六十二年の数字で見ますと、大体年収三百万元、四百万円、こういう方が三分の一いらっしゃる。二人住宅、一人住宅が多いということは、つまり高齢者の、年金生活者の方が非常に多いということをここでは示している。アンケートによりますと、一人から二人の老齢者世帯は、値上げの我慢の限度は二千円だと書いてある。そういう答えです。四千円は到底できない。せいぜい一千

円が我慢の限度額というのがこういうお年寄り世帯なんですね。都心でかなり便利なところだから、二万円の家賃は安いから上げていいじゃないかと思うのは、やっぱり上から見た、外から見た感じで、お住まいの年金生活をしておられる方にとつてはもう本当に二千円が限度だと。いつまでもここに住みたいという方々が非常に多いんです。

私は、そういう数字でただ見るんじゃなくて、

それぞれの住宅で人間がどういう気持ちで、どう

いう状況でお住まいになっているか、生活実態も

見て、いよいよ四月一日からは今度消費税が三%

もかかるときでもあるので、建設省としてはこの

激変緩和の通達の内容を、単に事業主体、公社、

知事、これが責任を持つてやるんだということに

任せないで、居住者の方々が本当に話し合いの結

果納得のいく範囲で受け入れられるようなそういう

激変緩和措置、実際の家賃改定額ですね、それ

が出るような工夫をぜひお願いしたい。これは大

臣、ぜひ御指導いただきたいと思うんですが、い

かがでしょうか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 確かに単純な算術

計算をいたしますと委員のおっしゃるようなびつ

くりするような家賃の改定額になるありますましょ

う。しかし、住宅局長もたびたび申し上げておりますように、これまでの公営、公団、公社等の家

賃改定の例を参考にしなければならないことは言
うまでございません。ですからこれは参考にいたします。と同時に、やはりそれぞれの部署にある人たちの話し合いも行われるであります。したがって、大幅な引き上げ額、いわゆる激変を緩和する措置を私たち十分するわけでございまして、委員のおっしゃる考え方も生かして今後やつていただきたいと思っております。

○上田耕一郎君 先ほどの局長の答弁で、値上げ増収分については新規家賃の抑制には回す段階じゃない、そう言われた。前回はこの建設委員会の附帯決議でこうなっているんです。「値上げ増収分は既存住宅の修繕、設備改善等の費用に充当

し、原則として新規家賃の抑制に用いないよう指

帶なんですね。都心でかなり便利なところだか

ら、二万円の家賃は安いから上げていいじゃない

かと思うのは、やっぱり上から見た、外から見た

感じで、お住まいの年金生活をしておられる方に

とつてはもう本当に二千円が限度だと。いつまで

もここに住みたいという方々が非常に多いんです。

導すること」というふうになつておりますし、先ほどの局長の答弁もあるので、新規家賃の抑制には回す段階ではない、修繕並びに設備改善、こういうものに回せるということに受け取つておきたいたいと思うんです。局長、それでいいでしょ。うね。は回す段階ではない、修繕並びに設備改善、こう

は、「増収分については極力修繕等の促進に使用

するよう指導すること」というふうになつてお

りますので、この附帯決議の線に沿つて指導いた

したいというふうに考えております。

○上田耕一郎君 最後ですけれども、先ほど大臣

も居住者との話し合いのことも言わされました。局

長も先ほど言わされました。それで、審議会や調査

会もあると言われたんですけど、東京都の場合は、

八一年の法改正後一回審議会ができたんだが、八

五年の答申後審議会が廃止され、その後公社賃

貸住宅管理問題調査会といふのが設けられた。こ

こには公社、自治協の代表も入つておりますけれ

ども、中身は、聞いてみますと、開かれたのはた

った三回です。空家割増制度の導入、建増制度、

いずれも公社側の説明があつて意見表明を求めら

れるだけと。意見表明をして議論をしたり、また

調査会としての何か答申、結論をまとめるような

ものじやなくて全く聞きつ放しでという状況なん

ですね。

こういう運営では、激変緩和あるいは家賃改定

問題について居住者、特に居住者の代表の自治協

の代表との本当に民主主義的な話し合いといふこ

とにやっぱりなつておりますので、この点につ

いてもぜひ各都道府県、公社をよく指導して、本

当の話し合いができるような運営になるような措

置を建設省としても責任を持つてつていただき

たいと思いますが、その点答弁を求めて質問を終

ります。

○政府委員(伊藤茂史君) 公営とか公団とかの賃

貸住宅を値上げする際に、各公共団体が居住者の

意見を吸収するシステムをいろいろ持つております

ので、そういうものを今後とも活用して住民の

意見を聴取するような方向で行つていただきたい

ということで指導をいたしたいと考えております。

○青木茂君 こういう今提出された法案の賃否を

我々が決めなきゃならぬ場合において非常にこれ

は苦慮するんですよ。苦慮するということは、逆

に言うとこの提出の仕方は私はかなりすると思

うんです。というのは、いわゆる日切れと言われ

る適用期限の延長問題、これについては賛成だの

反対だの余地はない。もう完全に賛成ですよ。

ところがそれに突っ込んできている。だから、日切れ部

分にウエートを置けば賛成ですよ。後から突っ込

ね。かなりのこれは家賃の値上げ内容じゃない

か、もつと慎重に審議して決めなきゃならぬとい

う部分を突っ込んできている。だから、日切れ部

分にウエートを置けば反対。どちら突っ込んでき

るだけと。意見表明をして議論をしたり、また

調査会としての何か答申、結論をまとめるような

ものじやなくて全く聞きつ放しでという状況なん

ですね。

だから、私はこういうやり方はするい、分離し

て出すべきだと思いましたのすけれども、まず

その点どうなんですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 今回お願いしてござい

ます改正案でございますが、平成元年度の予算の

中で措置されたもので、金融公庫法の改正が要る

ものといふことで幾つか賃貸住宅関係の制度の改

善がございます。それから特別割増貸付制度は、

御案内のとおり適用の期限が切れますので、これ

はもう二年延長をし、現行五ヵ年計画が終わります年度に合わせてその時点での考えよう、こう

いう建前になつております。

そこで、賃貸住宅についていろんな制度の改善

が行われますので、先ほどの御質問の中にも

ございましたように、昭和五十七年度の改正、こ

れはその前の五十六年の家賃の答申というのがこ

ざいまして、それ以来の大きな流れの中のワанс

アップだったわけですが、そういうことでございま

す。で懸念事項が一つございました。それから融資保

险制度の改善も、これも中古住宅を保険の対象に

しようということでございましたが、社会経済情勢

からいきますとそういうものはもと昔にそういう

手当てをしておかなければならなかつたものでござ

りますが、なかなか法律改正として取り上げる

段階に至らなかつたというものでございます。

そういうものを今回賃貸住宅制度の改善をする

ことで、相当中身のある改正になつたかと思ひます。

この法案が予算関連であることは間違いございま

せんので、予算関連法案ということで私ども国会

願い一本にしたわけでございます。したがいまし

て、相当中身のある改正になつたかと思ひます。

この法案が予算関連であることは間違いございま

せんので、予算関連法案ということで私ども国会

願い一本にしたわけでございます。したがいまし

て、相当中身のある改正になつたかと思ひます。

あと、日切れになつたのは、これは国会全体、

運営の中でお決めいただいたことで、その後でござります。したがつて、先生おっしゃいますよう

に当初から日切れになることを予定をし、一つの

法律を二つに分けて提案をするというようなこと

はかつて例がないと思いますし、日切れとかなん

とか関係なしにでも同じ法案を二つに割つて御審

議いただくといふようなことはちょっと私の記憶

ではございませんので、そういうことはちょっと

できないのではないかと思います。

○青木茂君 形式的な説明はそうかもしれない

ですけれども、やっぱり我々は日切れと言われれ

ば急いでやらなきゃならない。だから、審議時

間、私のところは十七分ですから、そちら辺のと

ころは大変困るんですよ。とにかく借り主、貸し

主の間に業者が入るとか、土地取得の所要額にか

えて地代相当額を入れるとか、あるいは消費税の

問題、全部これは値上げ要因ですからね。もつと

僕は時間を本当に割いて慎重にやるべきだと思います。

今、御承知のように、消費税問題をめぐりま

すので、そういうものを今後とも活用して住民の

いわゆる法律上の義務があるということは読めないと思いますが、転嫁することを要請している、期待しているということははつきり規定していると受けとめております。

○青木茂君 転嫁する義務があるとは読めないけれども期待するというようなあいまいなことを法律で決めちゃつていいのかということなんですがね。

○説明員(薄井信明君) 間接税の特性だと思いますが、物の値段が上がることによって御負担いただく。まさに委員御指摘のとおり、消費者は負担をするのであって、納税は事業者がするわけでござります。そこにワンランクショーンあるわけございますが、そのような形で間接税というものは構成されているのですし、他国においてもこの種の例は多いわけでございまして、御理解いただきたいと思います。

○青木茂君 理解したい、こう私も努力しているんですけれども、法律の規定、特に税法の規定といふのはもう少しはつきりするというのか、明確でなければ納税者はちょっと納得できないのではないかと思います。

そうすると、消費者から見た消費税というのは、政府公認の物価値上げと考えていいわけですか。

○説明員(薄井信明君) 基本的には3%でございますが、その限りにおいて物価、価格が上がっていくということはこの税の仕組みから当然に帰結されるところでございまして、現象としては、消費者の皆さんにとっては物の値段が3%上がるというように受けとめていただきたい。あるがゆえに、消費者の方々にのみこの負担がわざ寄せされることのないよう減税なり他の施策と組み合わせて今回この改革をさせていただいたということがあります。

○青木茂君 そうすると、消費者は税法的な意味の権利者、義務者ということでなしに、企業の価格政策の中で物価が上がるか上がらぬか、買わぬか、そういうものにすぎないんだ、これで

いいんですね、そういう理解で。

○説明員(薄井信明君) そういうものにすぎないという言葉にまでは私ども同意しくらいですが、確かに機能的には、物の値段が上がるという形で御負担いただく税の仕組み、間接税の一つの典型的な例であるというふうに考えます。

○青木茂君 時間が参りましたから最後に大臣伺いますけれども、とにかく初めての税制ですかね。

○説明員(薄井信明君) 本当に理解が得られずには私は四月一日から大混乱になるんではないかという心配があるんですよ。

今までの私どもの一問一答を聞いていらっしゃって、どうもこら辺のところが明確さを欠くというふうにお感じになりませんでしたか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 建設省として、家賃の改定に当たっては消費税3%を転嫁するという指導方針には変わりはございません。

感想を言えということになりますと、大蔵省もつとしっかりしるということになりますが、建設省の指導方針は前段申し上げたとおりでございます。

○青木茂君 終わります。

○委員長(稲村稔夫君)

ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(稲村稔夫君) それでは速記を起こしてください。

馬場君がまだ到着をしておりませんので、このままの状態で暫時休憩にさせていただきます。

午後三時二十四分休憩

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(稲村稔夫君) 御異議ないと認めます。本案の修正について上田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上田君。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表して、お手元に配付してあります住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を行います。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、一括借り上げ賃貸住宅の建設資金貸付制度の創設、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額算定方式の変更、小規模敷地活用型賃貸住宅貸付制度の創設、特別割増貸付制度の延長、既存住宅購入資金貸し付けに対する住宅融資保険事業の適用、住宅融資保険の契約金融機関の拡大などを内容とするものです。このうち、家賃限度額算定方式の変更以外はおおむね国民の利益にかなつたものであります。

家賃限度額の算定方式の変更は、公庫融資を受けて建設される地方住宅供給公社住宅等の家賃の限度額の算定について、新たに地代相当額を参考に一九八二年に行われた推定再建築費方式の導入に加え、さらに地価の高騰分まで居住者に負担させようとするものです。これにより家賃の限度額は、現行の一倍から三倍にもなり、都心の公社住宅から高齢者などの低所得者を追い出す極めて不当なものであります。

政府は、公共住宅相互間のバランスなどを口実としていますが、昨今の地価狂乱の折には、公共住宅の家賃には高騰している地価を反映させないよう、公団住宅、公営住宅の家賃算定方式を改めることこそ住宅政策として必要なことです。まして、このような重大な内容を特別割増貸付制度の延長などと一つの法案とし、日切れ法案と称して、このよきに審議で強行することは、議会制民主主義をも踏みにじるものと言わざるを得ません。

○委員長(稲村稔夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔上田耕一郎君「ちょっと済みませんが、反対に訂正させていただきます」と述べ〕

○委員長(稲村稔夫君) 投票は行いましたので、

全会一致ということで確認をさせていただきます。

この際、赤桐君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対し、自民民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民

このようないわゆる家賃限度額算定方式の変更は中止し、現行制度を維持することが必要であります。

以上が、本修正案を提出する理由であります。修正案は、政府提出の住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案のうち、家賃限度額算定方式に係る改正規定を削除するものです。修正

次に、本修正案の概要を説明いたします。修正案は、政府提出の住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案のうち、家賃限度額算定方式に係る改正規定を削除するものです。修正

以上が、本修正案を提出する理由及び修正案の概要です。

何とぞ慎重審議の上、速やかに可決されるようお願いいたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(稲村稔夫君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。——別に御発言もないようですが、これより直ちに住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、上田君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲村稔夫君) 少数と認めます。よって、上田君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(稲村稔夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔上田耕一郎君「ちょっと済みませんが、反対に訂正させていただきます」と述べ〕

○委員長(稲村稔夫君) 投票は行いましたので、

全会一致ということで確認をさせていただきます。

この際、赤桐君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対し、自民民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民

参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価の高騰等により、住宅問題が深刻化している現状にかんがみ、国民が適正な価格で良質な住宅を取得することが可能となるよう、住宅・宅地対策を積極的かつ強力に推進すること。

二、立ち遅れている居住環境及び居住水準の整備・向上に積極的に取り組むとともに、特に大都市圏の良質な賃貸住宅の供給促進に努めること。

三、住宅金融公庫融資については、融資限度額等貸付条件の充実に引き続き努め、公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。

四、住宅金融公庫融資に係る公社賃貸住宅の賃限度額の改正については、家賃の急激な値上がりにならないよう配慮とともに、増収分については極力修繕等の促進に使用するよう指導すること。

五、国民の住居費負担の軽減を図るために、引き続き、住宅減税の拡充に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(福村稔夫君) ただいま赤桐君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(福村稔夫君) 全会一致と認めます。よって、赤桐君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

た。

ただいまの決議に対し、小此木建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小此木建設大臣。

一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討論をいただき、ただいま全会一致をもつて議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重して努力する所存でございます。

○委員長(福村稔夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(福村稔夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

[参照]

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案に対する修正案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第三十五条第一項、第二項及び第三項の改正規定を次のように改める。

第三十五条第一項中「貸付を」を「貸付けを」に、「自ら居住するため住宅を必要とする」を「同号又は口に掲げる」に改める。

第一条中第三十五条の三第二項の改正規定を削除する。

る。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案等

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

め、同項第一号中「基く命令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第四号中「とる」を「執る」に改め、同項を同条第十五項を第十七項とし、第十四項とし、同条中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 理事長及び監事は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が任命し、理事は、理事長が内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて任命する。

第十条の二中第十二項を第十三項とし、第十项を第十一項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 基金に、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

一項を第十一項とし、第十項を第十一項とし、第六号までに、「並びに」を「及び」に改める。

附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

第六号までに、「並びに」を「及び」に改める。

附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

(小笠原諸島振興特別措置法の一部改正)

第十条の三第七項中「及び第五号」を「から第六号まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

(小笠原諸島振興特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改める。

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改める。

第一項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第十条の二第一項中「金融の円滑化を図る」を「資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励する」に改め、同条第六項中「取りくずして」を「取り崩して」に、「補てんできない」を「補てんできない」に、「補てんできなかつた」を「補てんできなかつた」に改め、同条第八項中「附隨する」を「付隨する」に改め、同項に次の一号を加える。

六 農林畜水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資第十条の二第九項を次のように改める。

9 基金は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第十条の二第六項中「左の」を「次の」に改める。

(振興開発計画)

第三条 小笠原諸島の総合的な振興開発計画

(以下「振興開発計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土地(公有水面を含む。以下同じ。)の利用に関する事項
- 二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項
- 四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保に関する事項
- 五 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項
- 六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 観光の開発に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する必要な事項

2 振興開発計画は、平成元年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

第三条の見出し及び同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興審議会」に改め、同条第三項及び第四項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

第五条の見出し中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に、「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改め、同条第一項中「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第三項中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改める。

第六条第一項、第七条及び第十条第一項中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

「第三章 小笠原諸島振興審議会」を「第三章 小笠原諸島振興開発審議会」に改める。

第十一条の前の見出しを「(小笠原諸島振興開発審議会)」に改め 同条第一項中「小笠原諸島の振興」を「小笠原諸島の振興」を「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第一項中「振興開発計画」に改め、同条第二項中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、同条第三項中「教育及び文化の振興に関する事業」を「教育及び文化の振興に関する事業(関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。)」に改める。

第二十条中「振興計画」を「振興開発計画」に改め、「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「振興計画」を「振興開発計画」に改める。

附則第二項中「昭和六十四年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に、「振興計画」を「振興開発計画」に、「昭和六十四年度」を「平成六年度」に改める。

附則第六項中「昭和六十四年分」を「平成六年分」に改める。

附則

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定(昭和六十四年三月三十一日)を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)第二条第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定により振興開発実施計画が認可さ

第一項に規定する振興開発計画が変更されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとされたものについては、当該事業を新小笠原第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

この法律の施行の際現に奄美群島振興開発基金の理事として在職する者は、その際新奄美法第十条の二第十五項の規定により理事として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新奄美法第十条の二第十六項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興特別措置法(以下「旧小笠原法」という。)第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金が平成元年度以降に繰り越されたもの実施及び予算の執行については、なおその努力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定(昭和六十四年三月三十一日)を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第一項中「小笠原諸島振興審議会」を「小笠原諸島振興開発審議会」に改め、同条第三項中「振興実施計画」を「振興開発実施計画」に改める。

第一項に規定する振興開発実施計画(以下「振興開発実施計画」という。)で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定により振興開発実施計画が認可さ

れるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとされたものについては、当該事業を新小笠原第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国土庁設置法の一部改正)

9 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のよう改正する。

第四条第二十一号オ中「小笠原諸島振興特別措置法」を「小笠原諸島振興開発特別措置法」に改める。

第一項第三号中「自ら居住するため住宅を必要とする」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 自ら居住するため住宅を必要とする者ロ 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

第十七条第十項中「除く。」の下に「若しくは土地の合理的かつ健全な利用に寄与する政令で定める耐火建築物等で敷地の規模が比較的小く、かつ、相当の住宅部分を有するもの(施設建築物等を除く。)」を加える。

第三十五条第一項中「貸付を」を「貸付けを」に、「自ら居住するため住宅を必要とする」を「同号イ又はロに掲げる」に改め、同条第一項中「(住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する

費用を含む。」を削り、「公課、管理費、修繕費、火災保険料」を「修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課」とし、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「(住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。)」及び「(該住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とした場合には、それらに要した費用を含む。)」を削る。

第三十五条の三第二項中「(土地又は借地権の取得とあるのは「土地若しくは借地権の取得又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成」と)」を削る。

附則第八項及び第九項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め

附則第十二項の表一の項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改め、同表一の項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和七十五年度」を「平成十二年度」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第一条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

(住宅融資保険法の一部改正)

第三条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び新築された住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。」を「を含む。」、「住宅の購入」に改め、同条第三号中「信用協同組合」の下に「、信用協同組合連合会」を加え、「あわせ行なう」を「併せ行う」に、「並びに水産業協同組合法」を「水産

業協同組合法」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるもの」を加える。

第十五条中「基かないで」を「基づかないで」に、「三万円」を「十万円」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第四条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正す

る。

第十九条第一項第三号ハ中「自ら居住するため住宅を必要とする」を「次に掲げる」に改め、同号ハに次のように加える。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に對し住宅を賃貸する事業を行ふ者

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による。

4 前項の国に貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む)以内とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

3 第一条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公團法第五十五条第一号に規定する施設に係るものとのうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第一条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

4 第一条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公團法第五十五条第一号に規定する施設に係るものとのうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第一条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

5 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

6 附則第十条を削る。

7 附則第九条の見出しを削り、同条第一項中「日

本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用によ

る社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)を「社会資本整備特別措置法」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(国無利子貸付け等)

第九条 国は、当分の間、公團に対し、第十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の業務で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てて、資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

1 前項の国に貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む)以内とする。

2 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

3 第一条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公團法第五十五条第一号に規定する施設に係るものとのうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第一条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

4 第一条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公團法第五十五条第一号に規定する施設に係るものとのうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第一条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

5 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

6 附則第十条を削る。

7 附則第九条の見出しを削り、同条第一項中「日

本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用によ

る水資源開発公團法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては法第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公團法第五十五条第一号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、「」を加え、「ついては、法第二条第一項第一号を「あつては法第二条第二項第一号」に改める。

附則第九条第一項の規定中「若しくは第十条第一項」の下に「」を「から第三号まで」に改める。

附則第十五条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附則第十四条第一項中「附則第十四条第一項第一号及び第二号」を「附則第十四条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

三号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

2 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「及び第一号」を「から第三号まで」に改める。

二月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

1、尾瀬分水反対に関する請願（第一八号）

尾瀬分水反対に関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町大字仮浜字金田三四七ノ三 早川理久 外一名
紹介議員 鈴木 省吾君 長谷川 信君

第二八号 平成元年一月十六日受理

い。

三月一十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

について、当該建物を新築してその所有者にならうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一、協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）は、その道路一体建物の所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その道路一体建物の所有者に対する当該権利の行使が協定の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2、前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

3、その他の権利の行使をすることを約定する場合は、その権利を有する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

4、協定の有効期間は、協定を締結した場合においては建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその書きを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所において閲覧に供している旨を揭示しなければならない。

5、協定の効力は、道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

6、協定の適用は、道路保全立体区域の指定は、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

7、協定の効力は、道路保全立体区域の指定を立て、道路保全立体区域の指定をすることによってようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様

の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（道路一体建物に関する私権の行使の制限等）

第四十七条の八 道路一体建物の所有者以外の者であつてその道路一体建物の敷地に関する

所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その道路一体

建物の所有者に対する当該権利の行使が協定の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2、前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその

敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路

一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

3、その他の権利の行使をすることを約定する場合は、その権利を有する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

4、協定の有効期間は、協定を締結した場合においては建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその書きを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所において閲覧に供している旨を揭示しなければならない。

5、協定の効力は、道路保全立体区域の指定を立て、道路保全立体区域の指定をすることによってようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様

の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（道路保全立体区域内の制限）

第四十七条の七 前項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後においては、当該協定の目的となつている道路一体建物

新築される建物とが一体的な構造となること

立体制区域とした道路と当該道路の区域外に

あることを約定することができる。

（協定の効力）

第四十七条の六 道路管理者は、道路の区域を

立体制区域とした道路と当該道路の区域外に

あることを約定することができる。

（協定の効力）

第四十七条の五 道路管理者は、道路の新設又

は改築を行ふ場合において、当該道路の存する

地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土

地利用の促進を図るために必要な整備を推進するため、欠くことのできない重要な資源となつていい。また、豊かな自然環境と学術資源として貴重な尾瀬温原を将来にわたって保護・保存することは、国民の大きな責務である。このため、両県では、從来から首都圏の尾瀬分水を求める動きに対して、強く反対してきたところであり、今後とも尾瀬分水については容認できない。ついては、尾瀬分水を将来にわたり絶対に行わないようになされた

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、

竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は

占有者は、その土地、竹木又は建築物その他

の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は

交通に危険を及ぼすおそれがあると認められ

る場合においては、その損害又は危険を防止

するための施設を設け、その他その損害又は

危険を防止するため必要な措置を講じなければ

ならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危

険を防止するため特に必要があると認める場

合においては、同項に規定する所有者又は占

有者に対して、同項に規定する施設を設け、

その他その損害又は危険を防止するため必要

な措置を講ずべきことを命ずることができ

る。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同

項に規定するもののか、高架の道路の橋脚

の周囲又は地盤面下の道路の上下における土

石の採取その他の道路保全立体区域内における

行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、

又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認め

られるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している

者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又

は除却その他の道路の構造を保全し、又は交通

の危険を防止するための必要な措置をするこ

とを命ずることができる。

第五十一条第五項中「本項及び次項中」を「こ

の項及び次項において」に、「若しくは第四十七

条の三第二項」を、「第四十七条の三第二項若し

くは第四十八条第一項若しくは第二項」に、「行

なわせる」を「行わせる」に改め、同条第六項中

「第四十七条の三第一項」の下に、「第四十八条

条第四項」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に

改める。

第五十二条第一項の見出しを「(道路予定区域)」に改め、同条第一項中「本条及び第九十六条第五項後段中」を「この条及び第九十六条第五項後段に

おいて」に、「内にある土地について」を「につい

ての土地に関する」に、「当該土地」を「当該区域

内において土地」に、「附加」を「付加」に改め、

同条第一項中「内にある土地について」を「につ

いての土地に関する」に、「土地又は当該土地

を「区域又は当該区域内」に、「道路予定地」を

「道路予定区域」に改め、「第四十四条」の下に

「第四十七条の九、第四十八条」を加え、同

条第三項中「因り」を「より」に改める。

第五十五条の二「第二項中「道路管理者は」の下

に、「道路の区域を立体的区域として決定し、

若しくは変更し」を加え、「又は第四十五条第一

項」を「第四十五条第一項」に、「若しくは自動車

専用道路」を「又は自動車専用道路」に改める。

第五十七条第一項「第四項(第九十一条第二項にお

いて)の下に「これらの規定を」を加え、「第四十

八条、第四十八条の二」を「第四十七条の四、第

四十七条の六第二項、第四十七条の九第一項及

び第三項(第九十一条第二項においてこれらの

規定を準用する場合を含む)、第四十八条第二

項及び第四項(第九十一条第二項においてこれ

らの規定を準用する場合を含む)、第四十八条

の二に、「行なう」を「行う」に改める。

第七章中第五十八条の次に次の第一条を加え

る。

(経過措置)

第五十八条の二 この法律の規定に基づき命令

を制定し、又は改廃する場合においては、そ

の命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に

必要と判断される範囲内において、所要の経

過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定

めることができる。

第五十九条中「本条」を「この条において」

に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第一百条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「一

十万円」に改め、同条第一号及び第一号中「道路

予定地」を「道路予定区域」に改める。

第一百一条中「一万円」を「十万円」に改め、同条

第一号中「道路予定地」を「道路予定区域」に改

め、同条第四号中「附した」を「付した」に改め、

同条第五号中「こえる」を「超える」に、「附した」

を「付した」に改める。

第一百二条中「五万円」を「三十万円」に改め、同

条第一号中「こえる」を「超える」に、「附した」

を「付した」に改め、同条第四号中「おいて」の下に

「これらの規定を」を加える。

第一百三条中「第四十三条の二」の下に「第四

十八条第四項」を加え、「こえる」を「超える」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条第一項ただし書を次のように改め

る。

ただし、次に掲げる行為については、この

限りではない。

一 政令で定める軽易な行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行

う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又は

これに準する行為として政令で定める行為

一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項中「次項において」を「以

下この条、第二十三条第七項及び第五十三条第

一項において」に改め、同条中第七項を第八項

とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の

一項を加える。

六 地区整備計画においては、前項に定めるも

ののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進

を図るため、都市計画施設である道路(自動車

のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿

道への出入りができるない高架その他の構造の

ものに限る)の整備と併せて当該都市計画施

設である道路の上空又は路面下において建築

物等の整備を一體的に行うことが適切である

と認められるときは、当該都市計画施設であ

る道路の区域のうち、建築物等の敷地として

併せて利用すべき区域を定めることができ

る。この場合においては、当該区域内における

建築物等の建築又は建設の限界(当該都市

計画施設である道路の整備上必要な建築物等

の建築又は建設の限界であつて、空間又は地

下について上下の範囲を定めたもの)をいう。

第二十三条に次の二項を加える。

同条第五号中「こえる」を「超える」に、「附した」

を「付した」に改める。

七 市町村は、第十二条の四第六項の規定によ

り地区整備計画において建築物等の建築又は

建設の限界を定めようとするときは、あらか

じめ、同項に規定する都市計画施設である道

路を管理することとなる者に協議しなければ

ならない。

第五十三条第一項ただし書を次のように改め

る。

ただし、次に掲げる行為については、この

限りではない。

一 政令で定める軽易な行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行

う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又は

これに準する行為として政令で定める行為

限りではない。

四 第十二条の四第六項又は都市再開発法第

七条の八の二第四項に規定する都市計画施

設である道路の区域のうち建築物等の敷地

として併せて利用すべき区域内において行

う行為であつて、当該都市計画施設である

道路を整備する上で著しい支障を及ぼすお

それがないものとして政令で定めるもの

だけである。

第六十二条第一項中「告示の日」を「通知を受

ける日」に改める。

第六十三条第一項中「及び前三条」を、第六

十条及び前二条に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第七十二条第一項中「第七十二条第一項」を

「第七十二条第一項」に改める。

第三条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十

八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 工事完了等に伴う措置(第

百条一第一百九条)」を「第五款 工事完了等に伴

う措置(第一百条一第一百九条)」に、

「第三款 権利関係の確定等(第百十八条の十七

の確定等（第百十八条の十七—第百十八条の二）建築敷地内の道路に関する特例（第百十八条の二十四の二）に改める。

「第五項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第七条の八の二第二項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 再開発地区整備計画においては、前項に定

められるもののほか、都市計画施設である道路（自

動車のみの交通の用に供するもの及び自動車

の沿道への出入りができる高架その他の構

造のものに限る）の整備と併せて当該都市計

画施設である道路の上空又は路面下において

建築物その他の工作物の整備を一体的に行う

ことと適切であると認められるときは、当該

都市計画施設である道路の区域のうち、建築

物その他の工作物の敷地として併せて利用す

べき区域を定めることができる。この場合にお

いては、当該区域内における建築物その他

の工作物の新築、改築又は増築の限界（当該

都市計画施設である道路の整備上必要な建築

物その他の工作物の新築、改築又は増築の限

界であつて、空間又は地下について上下の範

囲を定めたものをいう。）をも定めなければな

らない。

第七条の八の二に次の二項を加える。

7 第四項の規定により再開発地区整備計画において建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の限界を定めようとする者は、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路を管理することとなる者に協議しなければならない。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

第五款の二 施設建築敷地内の道路
に関する特例

第一百九条の二 都市計画法第十二条の四第一項
第一号に掲げる地区計画又は第七条の八の二

第一二部 建設委員会会議録第一号 平成元年三月二十八日【参議院】

第一項の規定による再開発地区計画の区域（同法第十二条の四第四項に規定する地区整備計画又は第七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域のうち同法第十二条の四第六項又は第七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第一種市街地再開発事業については、事業

計画において、施設建築敷地の上の空間又は

地下に道路を設置し、又は道路が存するよう

に定めることができる。

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するよう定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかるわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存する部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。）については、それ以外の部分

又は道路が存する部分（以下この

項において「一個の施設建築物の敷地の道路

部分」という。）に定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかるわらず、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存する部分（以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。）については、それ以外の部分

又は道路が存する部分（以下この

項において「一個の施設建築物の敷地の道路

部分」という。）に定めなければならない。

4 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条ノ一第二項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

5 第二項から前項までの規定により権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条ノ一第二項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

6 第二項から前項までの規定により権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条ノ一第二項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画を定めたところに従い、民法第二百六十九条ノ二の規定により道路の所有目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

9 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第一百十一条第一項中「及び第八十八条第一項」を、第八十八条第六項の規定による地上権の設定について準用する。

第一百十一条第一項中「地上権の下に「第一百九条の二第三項に規定する地上権を除く。」を加える。

前の道路に代えて設置される新たな道路に係る前項に規定する地上権は、從前の道路の用に供される土地の所有者が國であるときは國に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな道路に係る同項に規定する地上権は、当該道路を管理すべき者（その者が、國の機関であるときは國、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するよう定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、從前より存する道路に係る第三項に規定する地上権は、当該道路の管理者（その者が、國の機関であるときは當該地方公共団体）に帰属するよう定めなければならない。

6 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条ノ一第二項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画を定めたところに従い、民法第二百六十九条ノ二の規定により道路の所有目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

9 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第一百十一条第一項中「及び第八十八条第一項」を、第八十八条第六項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

10 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

11 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

12 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

13 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

14 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

15 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

16 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

17 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

18 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

19 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

20 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

21 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

22 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

23 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

24 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

25 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

26 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

27 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章第一節第五款の次に次の二項を加える。

この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるものほか、道路法（第五十一条から第五十三条までを除く。）及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同法の規定に基づく政令の適用についての必要な基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

削り、同項第一号中「基き」を「基づき」に改め、「で高架のもの」を削る。

(阪神高速道路公団法の一部改正)
十三号) の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号中「で高架のもの」を削る。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

八 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第
八十一号) の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号中「道路で高架のも
の」を「道路」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二
号) の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項各号列記以外の部分中「行
なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号
中「で高架のもの」を削り、同項第三号から第五
号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

九 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六
号) の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第四号の次に次の一号を加え
る。

四の二 都市計画に定められた都市計画法第

十一条の第四第一項第一号又は第二号に掲げ
る地区計画又は再開発地区計画で政令で定
めるものの区域内に建築される道路法(昭
和二十七年法律第八十号) 第四十七条の
六第一項第一号に規定する道路一体建物
(政令で定めるものに限る。)

第三十三条第一項第一号中「(昭和)一十七年法
律第八十号」を削る。

四の二 都市計画に定められた都市計画法第
十二条の四第一項第一号又は第二号に掲げ
る。

第十四条第三項第四号の次に次の一号を加
える。

る地区計画又は再開発地区計画で政令で定
めるものの区域内に建築される道路法第四
条の六第一項第一号に規定する道路一

体建物(政令で定めるものに限る。)
(地方税法の一部改正)

十七条の六第一項第一号に規定する道路一
体建物の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十号の三の次に次
の一号を加える。

二十の四 都市計画法第十二条の四第一項第
一号又は第二号に規定する地区計画又は再
開発地区計画で政令で定めるものの区域内
における道路法(昭和二十七年法律第八
十号) 第四十七条の六第一項第一号に規定
する道路一体建物で政令で定めるもの數
地の用に供する土地で政令で定めるもの
第六百九十九条の三十二第二項中「(昭和二
十号) 第四十七条の六第一項第一号に規定
する道路」を削る。

十二項の次に次の一項を加える。
十三 都市計画法第十二条の四第一項第一号又は
七年法律第八十号) を削る。
附則第十一条中第十三項を第十四項とし、第
十二項の次に次の一項を加える。

第十二条の四第一項第一号又は
七年法律第八十号) を削る。

附則第十一条中第十三項を第十四項とし、第
十二項の次に次の一項を加える。

第十二条の四第一項第一号又は
七年法律第八十号) を削る。

除するものとする。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十七日)

一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸
島振興特別措置法の一部を改正する法律案
一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案